

国土交通省 第2次回答

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
4	貴省から長野県や福島県の事例をご紹介いただいたが、現行制度においては、地方公共団体の要望に対する対応は、個々の事例により異なり得るものと認識している。地域交通の維持・確保に関する責任者が課されている地方公共団体としては、時と場合により異なる対応を受けてしまうと不都合もあるため、法令上、要請権限を明確に位置づけることを求めるものである。	—	—	—	【全国知事会】 地域住民の生活基盤を維持するためには、地域の実情に応じた公共交通体系について、地域において自ら考え方実行できる仕組みづくりが必要である。このため、提案団体の提案の積極的な検討を求める。なお、路線バス、タクシー等、旅客自動車運送事業に関する事務・権限は必要な財源の措置とともに、都道府県に移譲するべきである。 【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○国土交通省によると、地域公共交通会議において議論できるとのことであるが、同会議において地方公共団体から発議し、営業区域の設定・変更を議題とすることが可能である旨を明確化するとともに、その検討が円滑に行われることを担保するために、地方運輸局における検討事項や関係者との合意形成の方法等の検討プロセスを明らかに明らかにし、地方公共団体及び地方運輸局に周知すべきではないか。 ○交通政策基本法や地域公共交通の活性化及び再生に関する法律において、地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について(自動車局長通達)において「董示される地域公共交通会議設置要綱(モデル運営)」第5条において、「交通会議において協議が認めた事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努める」と規定されており、地方公共交通会議を実施する市町村が主導する地域公共交通会議における議論を円滑に進めための制度として、営業区域の変更に係る協議権を付与する事項ではないか。 ○地域における合意形成の場として地域公共交通会議が重要な役割を担っているが、タクシーや事業に係る営業区域の設定・変更については、現に地方運輸局長によって対応のスタンスが異なる現状があることから、地方公共団体に要請権限を付与すべきではないか。 ○交通政策基本法や地域公共交通の活性化及び再生に関する法律において、地域公共交通を総合的かつ計画的に実施することなく地方公共団体の重要な義務として規定されているところ、地域公共交通会議の主導である地方公共団体には、主体的に地域交通施策に係る広範な役割が既に位置づけられているところであり、地域公共交通会議における協議事項として営業区域の見直しを明記することについては、必要に応じて検討して参りたい。	一次回答でも述べたとおり、営業区域の見直し等については、地方公共団体が主導する地域公共交通会議において関係者の意見を踏まえつつ、地方運輸局において適切に対応する。地域公共交通会議において営業区域の見直し等を協議事項として、会議において構成員である地方運輸局長に対して営業区域の見直しを請求することは可能であり、現行制度により、速やかに対応すべきところ。
9	本提案については、内閣府の整理のとて、実質的に地方への義務付けになつてゐる見直しに係る提案として、提案募集の対象とされたものと承知している。国土交通省からのものもあるよう、令和元年7月1日付で各高速道路会社が発表した、「災害ボランティア車両登録無料措置」における手続き簡素化についてにおいて、道路会社等のWEBサイトで、從前の「災害派遣等従事車両登録証明書」に代わる「ボランティア車両登録証明書」をダウンロードし、それを料金所に提出することで無料措置を利用できるように適用の見直しが行われた。この見直しにより、社会福祉協議会等でのボランティア証明書類や自治体での災害派遣等従事車両登録証明書発行手続きが不要となり、申請者にとっても大きな負担軽減となると期待している。	—	—	—	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	提案団体から回答すべき意見等が付されていないところであり、第1次回答でご納得いただいたものと考えている。	
24	技術基準の意義 자체を否定するつもりはありませんが、農家住宅から一般住宅への用途変更の場合については、用途変更の前後で、当該建築物が住宅であることに変わりはなく、かつ改築を行わないため排水能力も変わらないところ、居住者の職業が変化するのみであるため、その場合に改めて技術基準を適用させる必要があるのか、技術基準を持続的に適用除外など、申請資料の簡素化を図ることが可能ではないかという点について、再度ご検討いただきご存じます。その際、「良好な宅地水準の確保」については、現行の手続に代えて、市町村の責任において、現地確認や周辺地権者聞き取り等を行い、当該地に境界の争いがないか、周辺土地利用の状況から治水等の懸念がないと判断したことによって、良好な宅地水準の確保を担保することができる考えます。なお、法令上、土地屋敷調査士等の専門家が作成することでは求められないとのことです。付近見取図(方位、敷地の位置及び敷地の周辺の公共交通設置明示)及び敷地現況図の境界、建築物の位置並びに排水施設の位置、種類、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称を表示を成すものなり、技術基準に適合させるために境界確定のため測量調査の実施の作業を行う必要があるため計算書の結果によつては側溝整備並びに集水樹の設置が必要となり専門的知識を持つ土地屋敷調査士等の方が作成するのは困難となります。こういった現場の実態を踏まえ、付近見取図のみの提出など手続きの簡素化に繋がる制度改正を改めてお願ひいたします。	—	【八王子市】 今回の提案は、農家住宅の「用途変更の前後で、当該建築物が住宅であることに変わりはなく、かつ改築を行わないものでもないため、排水能力は変わらない」場合における一般住宅への用途変更手続の簡素化等を求めるものであるが、国土交通省の第1次回答は、都市計画法上の技術基準の審査を免除されていないのであると、現在の手続きを示したのみで、その手続きが必要な理由が示されていない。	—	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	市街化を抑制すべき市街化調整区域における住宅に係る開発行為又は建築行為等については開発許可等が必要であり、立地基準及び技術基準への適合が求められますが、農家住宅については、農業等を営むために最小限必要な開発行為又は建築行為等として、周辺の土地利用と調和のとれた範囲内で行われる限り必ずしも市街化の促進として取り扱うべきでないこから、例外的に開発許可等の適用除外としています。本来開発許可等が必要である一般向けの住宅へ用途変更する場合には、立地基準その他、災害等の建築物の周辺部へ与える影響を考慮する観点から、技術基準への適合性を審査する必要があります。用途変更においても、使用人數等の変動に伴う排水量の増加による影響を考慮することが重要な場合が考えられるほか、実際に用途変更許可の審査において、本来接続すべきでない放流先に接続している、必要な排水施設が不足している等、技術基準に適合していないことが判明する事例もあると聞いており、用途変更に際しての技術基準の審査は必要と考えます。また、現地確認や周辺地権者への聞き取りのみでは、地下に埋設されている排水施設の構造・機能や配置が技術基準へ適合していることを確認するためには不十分な場合があることから、審査に当たっては敷地現況図に記載される情報が必要であると考えています。	付近見取図については必要な情報があれば足りることから、敷地現況図として現況と変わらない建築確認書類等の提出が添付された場合は、これに基づいて審査することにより現行制度において申請手続の簡素化が可能と考えています。

国土交通省 第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
28	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	公営住宅の明渡し請求による生じる損害賠償金について、本県の条例では「知事が指定する期日の翌日から当該公営住宅を明け渡す日までの期間に付けては、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額によって、規則で定めた額の金銭を徴収することができる」奈良県営住宅条例第30条第2項第38条第3項及び第4項)と定めており、更に規則において「近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額」を「奈良県営住宅条例第19条」と決定している。この条例・規則は、公営住宅法第29条及び第32条に基づき、「公営住宅管理標準条例(案)について」(平成8年10月14日住総発第153号)を参考に定めている。「近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、規則で定める額の金銭)については、知事が指定する期日をもって明渡しを請求(賃貸借契約解除)することで入居決定を取り消し、それにより生じた明渡し義務を退去者が履行しないことによる債務不履行に係る損害賠償金であり、規則で定め、入居時に説明を行うことで、民法第420条における損害賠償額の予約をしている。	県営住宅の明渡し請求により生じる損害賠償金について、本県の条例では「知事が指定する期日の翌日から当該公営住宅を明け渡す日までの期間に付けては、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額によって、規則で定めた額の金銭を徴収することができる」奈良県営住宅条例第30条第2項第38条第3項及び第4項)と定めており、更に規則において「近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額」を「奈良県営住宅条例第19条」と決定している。この条例・規則は、公営住宅法第29条及び第32条に基づき、「公営住宅管理標準条例(案)について」(平成8年10月14日住総発第153号)を参考に定めている。「近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、規則で定める額の金銭)については、知事が指定する期日をもって明渡しを請求(賃貸借契約解除)することで入居決定を取り消し、それにより生じた明渡し義務を退去者が履行しないことによる債務不履行に係る損害賠償金であり、規則で定め、入居時に説明を行うことで、民法第420条における損害賠償額の予約をしている。	専門家のノウハウが活用できること、滞納家賃と損害賠償金を一括して回収することで権利回収業務を効率化することができる。	・公営住宅法第29条、第32条 ・地方自治法第243条 ・地方自治法施行令第158条	総務省、国土交通省	奈良県	宮城県、仙台市、福島県、須賀川市、埼玉県、川崎市、名古屋市、八尾市、愛媛県	○本市においては、条例及び施行規則に基づき、市長が期日を指定して住宅の明渡しを請求している。その請求に応じない入居者に対しては、明渡請求訴訟提起して契約解除の意思表示をして、その後の送達日の翌日から当該住宅の明渡しの日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額を徴収することとしている。明渡請求訴訟立てて、滞納している家賃等の支払いの判決を得た退去滞納者に対しては、回収業務を弁護士に委託しているが、損害賠償金は支払又は回収業務を執行するため、本市で直接対応している。○市内においても、家賃滞納者に対し、本市市営住宅条例第34条第4項において「請求の日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行つて、毎月、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額以下で市長が定める額の金銭を徴収することができる」と規定している。○市内においては、市営住宅退去者の請求に応じて、市営住宅退去時の建物修繕費に充てられるため、市営住宅退去者から告げられることは、建物修繕費も未納となるが、滞納家賃は弁護士に委託し催告を行つて、非効率が生じている。	【総務省】 本件については、公営住宅法を所管する国土交通省において判断されるものである。 なお、地方自治法第243条は、「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に定めたがる場合を除くほか、公金の徴収又は収納又は支出の権限を私人に委託又は私人をして行わせてはならない」と規定しており、法令に基づく私人への委託又は私人をして行わせてはならないと規定している。○市内においても、家賃滞納者に対し、本市市営住宅条例第34条第4項において「請求の日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行つて、毎月、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額以下で市長が定める額の金銭を徴収することができる」と規定している。○市内においては、市営住宅退去者の請求に応じて、市営住宅退去時の建物修繕費に充てられるため、市営住宅退去者から告げられることは、建物修繕費も未納となるが、滞納家賃は弁護士に委託し催告を行つて、非効率が生じている。		
44	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	国土交通省空港施設災害復旧事業費(補助)について、補助対象及び補助授与条件の明確化	国土交通省空港施設災害復旧事業費(補助)について、補助対象及び補助授与条件の明確化を求める。	平成29年7月の大雨で秋田空港及び大館能代空港内の滑走路外周の滑走路排水施設(法面)が崩落した際、電話にて補助要望を打診したが、空港法上の補助対象となる「空港用地」に該当しないとの理由で、電話での打診段階で対象外とされた。	災害復旧制度の本来目的である「被災箇所復旧のための早期予防、早期事業化、早期復旧」が可能となる。	空港法第9条第1項、第10条第1項、第3項 空港法施行令第4条 空港施設災害復旧事業費補助金等交付要綱第2条第1項	国土交通省	秋田県、小坂町	福島県、新潟県、沖縄県	○当県管轄空港では高塵土箇所等があり、同様の事例が想定されるため、同様の対象となるのは「滑走路等又は空港用地」や「排水施設等」の災害復旧工事とされている。今回のケースでは、「滑走路」「排水施設等」が崩れたりではなく、また、「空港用地」は「平らな空地」と定義されているため、対象にならないと判断された。しかし、法面崩落により排水施設である側溝が土砂で埋まっている状態である。	地方管轄空港における災害復旧工事の対象については、空港法第10条において、「滑走路等又は空港用地」の工事に要する費用と規定されており、空港施設災害復旧事業費補助金等交付要綱には、用地造成費の具体的な分類として、「土工事、擁壁工事、護岸工事、埋立工事、地盤改良工事、植生工事、法面保護工事、場内調節池工事、排水工事、場間道路工事、保安道路工事、補工事、雜工事」とされています。 また、災害復旧工事については、空港法施行令第4条において、「災害にかかるたる施設の復旧することを目的とする工事」等であって、「維持工事となるべきもの」、「明らかに設計の不適又は工事施行の粗漏に基づいて生じたもの認められる災害に係るもの」、「甚じしく維持管理の義務を怠ったことによって生じたものと認められる災害に係るもの」等が定義されています。空港施設災害復旧事業費補助金の交付申請にあたっては、このこと留意のうえ、同要綱第3条の規定に基づき申請を行つて頂く必要があります。 これらの点について、毎年度当初に開催している「空港整備事業に関する説明会」等の機会を通じて、空港管理者の皆様方に引き続き丁寧にご説明して参ります。	

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
28	公営住宅に係る明渡し請求後の損害賠償金については、対象者の住戸の占有に係るのは、入居者とその賃貸借契約において、奈良県営住宅条例第29条・第30条（高額所得者）、第38条（高入居者・家賃滞納者等）の規定により明渡しを請求したこと、契約が終了した後に明渡し義務を履行しないことに対して、当該住戸を新たに住宅供給者に提供できるよう、その明渡しの履行を担保するため、公営住宅法第29条第7項、第32条第3項及び第4項と前述の条例及び規則に所定の金額である近傍同棲家族の2倍を入居時に契約として明示するものであり、この入居時の説明により損害賠償金額の半額とするものが、本提案で私人委託を求める損害賠償金の内容である。	【福島県】 回答では、損害賠償金に対する考え方や金額の決定については各地方公共団体に委ねられており、「その収入金額が機械的に算出されるなど客観的に明らか」とは言いたい。また、微収委託を可能とする歳入の性質を満たしていない、とされている。 一方、当県を含む各事業主体の主な業務上の支障は、損害賠償金の回収業務を指定管理者、弁護士、民間会社等に委託できず、家賃と一緒に回収ができないことである。 損害賠償金の額の決定（調定）を理由に委託は困難としているが、各事業主体において支障となっているのは、調定した損害賠償金をどのように回収するかという点である。 損害賠償金の調定については、委託できないとしても、調定以外の回収に関する部分について委託することができるよう制度改正を求める。	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○当該損害賠償金の私人委託が可能となれば、専門家のノウハウを活用した微収・収納が可能となることで回収率の向上や回収業務の効率化に繋がることとともに、当該損害賠償金と同時に発生することも多い滞納家賃の微収・収納業務との一体的・効率的実施も可能となることを踏まえ、必要な措置を講じるべきではない。 ○地方自治法第243条の制限規定の趣旨に照らして考えれば、法令で金額が機械的に算出されない歳入の微収・収納業務について、一般法である地方自治法施行令で一般的に制限緩和するなど困難だとしても、地方公営企業法においては特に個人の性質を限定せずに制限緩和が認められているように、個別法において、個別の収入ごとに制限を緩和することは可能である。 ○個別法で規制を置くとして「その収入金額が機械的に算出されるなど客観的に明らか」である必要があるとの考え方で示されているが、当該金額の算出根拠等が法令に明記されていないため、当該金額の上限が条例で定められた上で、当該金額の算出根拠等が事業主体によって告示等でなく公に周知されなければ委託が可能であり、個別法で微収・収納業務の私人委託を可能とする規定を置くことが可能ではないか。 ○1次ヒアリングにおいて、国土交通省から、現行法上も、損害賠償金の請求書が地方公共団体名義であれば、それ以降の報告や交渉は事実行為として私人委託が可能であるという見解が示されたが、提案団体が実現したい委託内容を迷わかに確認し、現行法下では提案団体の支障が十分に解消されないとが確認された場合には、提案団体の支障を解消するための法制上の措置を講じることについて、2次ヒアリングまでに検討いただきたい。	【総務省】 1次回答のとおり、法令に基づく公金の微収又は収納業務の私人への委託については、各公金の微収又は収納業務の能率化の要請と当該公金の性格を踏まえ、各法令において委託の範囲を決めることが適当であり、本件については、公営住宅法を所管する国土交通省において判断されるものである。 ○地方自治法第243条の規定の趣旨に照らして考えれば、法令で金額が機械的に算出されない歳入の微収・収納業務について、一般法である地方自治法施行令においては制限緩和するなど困難だとしても、地方公営企業法においては特に個人の性質を限定せずに制限緩和が認められているように、個別法において留意する必要がある。	【国土交通省】 総務省の回答では、地方自治法の改正ではなく、公営住宅法（個別法）の改正で対応するものと考えております。一方、国土交通省の回答では、過去の総務省の回答で、「公営住宅の損害賠償金」は地方自治法で想定する、「私人に委託可能なものの（機械的に算出されるもの）」とは性質が異なるものとされていることから、下位にある公営住宅法（個別法）との対応は困難なため、上位にある地方自治法のレベルで包括的に議論されるべきものと考えています。 総務省と国土交通省の回答において「公営住宅の損害賠償金」の認識に齟齬があるため、共通認識の上で必要とする制度改正の可否についての回答をお願いしたい。	【国土交通省】 総務省の回答では、地方自治法の改正ではなく、公営住宅法（個別法）の改正で対応するものと考えております。一方、国土交通省の回答では、過去の総務省の回答で、「公営住宅の損害賠償金」は地方自治法で想定する、「私人に委託可能なものの（機械的に算出されるもの）」とは性質が異なるものとされていることから、下位にある公営住宅法（個別法）との対応は困難なため、上位にある地方自治法のレベルで包括的に議論されるべきものと考えています。 総務省と国土交通省の回答において「公営住宅の損害賠償金」の認識に齟齬があるため、共通認識の上で必要とする制度改正の可否についての回答をお願いしたい。
44	回答内容を見る限り、今回提案にあたり、具体的な支障事例として挙げた本県事案は空港施設災害復旧事業費補助金等交付委綱に定められている「土工事、法面保護工事」などに該当する考える。 また、貴省から示されている指針に基づき策定した空港施設の維持管理に関する要領や計画に基づき、管理・点検を実施していることから、空港法施行令第4条の「基だしく維持管理の義務を怠った」にもあたらないと考える。 これらを踏まると、尚更、支障に示した事案のように厳しい条件を提示されたことが疑問である。 「基だしく」がどの程度を指すかは、個人の解釈が生じ、その解釈で差が出ることは好ましくないものと考える。 本県の支障事例のように、通常の維持管理を行っていたにも関わらず、規定上読み取れない厳しい条件を提示され、これにより事業採択の可否が左右されることがないよう、改めて採択要件を明確化し、説明会における口頭説明ではなく、要綱等において明文化していただきたい。	【福島県】 今回の提案は、異常気象によって空港施設が被災した場合に、災害復旧事業としての災害認定を受けるための準備や協議を円滑に進めるために必要な採択要件の明確化に関する内容であります。 本事項の提案団体が示された支障事例や、今後どこでも起こり得る既往超過の異常気象に伴う災害発生を想定したときに、空港法施行令第4条第1項各号に記載された適用除外要件のうち、第5号「基だしく義務を怠ったことによる原因で生じたものと認められる災害に係るもの」の判断基準における不明確な要素が残されたままであると考えられます。 これまで、空港の保安を確保するための管理方法を定めた空港維持管理・更新計画に基づき、日常や緊急時を含めた点検及び点検に基づく修繕・更新を実施しながら、施設の経常的な維持や状態の把握を適切に実施していますが、現在、適切と考えていた維持管理方法に疑問符が投げかけられた事態と認識しております。 改めまして、空港法施行令第4条第1項第5号の規定に対する判断基準の明確化をお願いいたします。	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	空港の災害復旧事業補助制度について、他事業も参考に、採択要件を含め分かり易く制度を周知する方法を検討し、関係者の理解を深めて参ります。			

国土交通省 第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	
	区分	分野									支障事例			
											団体名	支障事例		
70 日本に対する規制緩和	土地利用 (農地除く)	地籍調査における筆界確認の調査手法を見直し	地籍調査における筆界確認について、遠隔地に居住する土地所有者の現地立会を困難とするため、電子的媒体を利用した確認手法の多様化や、所有者不明の土地に関する確認を可能とする調査手法の導入を図る。	山村部において、土地所有者の「高齢化」「不在化」などにより、筆界確認に時間が要している。 ①登記簿に氏名の記載のみで、所在地不明により本人確定ができず、個人情報保護の観点から戸籍調査等でも対応できず、筆界未定となるケース。 ②山間部の土地で、所有者が都市部在住の高齢者のため現地立会を拒否され、土地周辺に居住できる親戚・知人もないことから、筆界未定となるケース。	迅速な復旧・復興に資する地籍調査の促進が図られる。	国土調査法第2条 地籍調査作業規程 第23条、第30条 地籍調査作業規程 第15条の2	国土交通省	徳島県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、福井県、山梨県、鳥取県、愛媛県、高知県、三重県、奈良県、島根県、岡山県、広島市、庄原市、下松市、徳島市、阿波市、石井町、神山町、那賀町、宇和島市、大村市、五島市	宮城県、秋田県、茨城県、埼玉県、群馬県、川崎市、中野区、長野県、高山市、浜松市、愛知県、田原市、南あわじ市、奈良県、島根県、岡山県、広島市、庄原市、下松市、徳島市、阿波市、石井町、神山町、那賀町、宇和島市、大村市、五島市	○特に、山林部等については、登記簿情報(所有者氏名及び住所)が古いままでのケースが多く、所有者または相続権者の特定に時間を要するとともに、相続権者が遠方住居の場合は、立会調整等において事業主および権利者双方に負担が生じている。また、所有者が確実するに至らないながら、未登記の場合は、所有者等による確認手続が必要と考えられる。 ○土地所有者の高齢化や遠隔地に居住しているため現地立会に時間を要している。 ○固定資産課税台帳を利用した探索を試みても個人情報取扱制限があるため、その探索に大きな労力を費やし、森林整備に支障を生じている。 ○土地所有者の所在不明等による筆界未定が多く、隣接土地所有者に不利益が発生するケースがある。 ○30年前に県外から住宅建築を既定し土地を購入したものの、家の建築が取りやめとなつて放棄地になっている。近隣住民がある程度煙草は吸っていたが、登記簿には登記地目は煙草ではなく、煙と一体になっているが、現地には煙草なく、煙と一緒にいるため住所地での住民票除権も請求できない。そのため、所有者不明土地として筆界未定となるものである。 ○公団では煙の中の狭い小地で、登記地目は煙草となっているが、現地には煙草なく、煙と一緒にいる。昔からこの土地であるため、登記簿には所有者氏名のみが記載されており、住所も生年月日もわからない。昔に基づき移動され、登記だけが残っているが、追跡調査ができない筆界未定となるものである。 ○本県においても同様の課題を有している。なお、本年度から山村境界基本調査(山村部リモートセンシングデータ整備事業)を活用する予定であり、今後の山村部における作業省力化のモデルケースとしている。 ○地権者が遠方に住んでおり、高齢のため立会に来れない場合や、登記簿に指名のみしか記載がないケース、共有地で〇〇外〇〇名のうち何人かが特定できないような記載しかないケースがあり、筆界未定として処理せざるを得ないことがある。また、相続登記がなされていない場合や、住所変更の登記がなされていない場合、相続人や登記名義人の登記が膨大な時間を要するところから、相続登記や住所変更に促す仕組みや、登記情報とマイナンバーとの紐付などの施策も検討していただきたい。 ○当市において、地権者の高齢化や所在がわからぬ等の理由から筆界確認に時間を要するケースがある。また、最終的に確認が得られず筆界未定として処理せざるを得ないケースもある。(当市の事例)登記簿に氏名のみ記載で本人確認ができない場合や相続絶えにより相続人が不登場の場合は筆界未定として処理せざるを得ない。 ○当市でも、立会不参加により、隣接地を含んだ筆界未定となるケースが増加している。地籍調査作業規程準則によれば、遠隔地居住など、立会が得られないことによっての当然の理由がある場合に限り、筆界案の送付による調査手法が認められているが、この手法を適用できない事例が多数ある。例えば、現地には居住しているが、仕事の都合により立会の日程調整が困難な場合や立会依頼通知は届いていない場合や、立会登記がなされている場合、相続人や登記名義人の登記が膨大な時間を要するところから、相続登記や住所変更に促す仕組みや、登記情報とマイナンバーとの紐付などの施策も検討していただきたい。 ○当市において、地権者の高齢化や所在がわからぬ等の理由から筆界確認に時間を要するケースがある。また、最終的に確認が得られず筆界未定として処理せざるを得ない。相続登記や立会に必要な手續が複数ある。このようなく山林の所有者にしても、準則の適用対象となるよう見直しを希望する。 ○山林が古い地区において、土地所有者の高齢化等により、現地まで行けない事を理由に調査計画を断られたことがある。 【地域における課題】土地名義人死亡により相続の名義変更がされていないものが数多くあり、相続人調査が必要となるが、調査地区が離島であることから、親の代で島外に転出し、土地の所在をすら知らないケースが多くあり、委任の代で島外に転出したことから、不立会による筆界未定となるケースが増加傾向にある。 【制度改正の必要事項】土地所有者の同意があれば、現地立会しないで筆界確認できる調査手法等により地籍調査の促進が図られる。当町は地籍・過疎化が進行している地域であり、面積約95%が林地であり急峻な地形が広がっている。遠方・所有者不明の筆界確認の個人の問題もあるが、昭和に倒産した会社の名義で登記されたものが残っており、現在の行為が分からずに筆界未定になりそうな事例がある。そのようなケースの対応策も検討いただいた。 ○当市では、既に境界確定をしたり、仕事で立会できない等、立会拒否されるケースが多い。よって、前述の手法の採用や、既に境界確定している土地は立会なしでできれば筆界確認が容易であつた旨所はある。 ○当市では、戸籍調査を行った結果を取扱確認を依頼し対応している。 ○当市でも地目が山林の土地において、登記簿の記載が氏名のみで住所不明により本人確定ができず、筆界未定となるケースがあった。 ○当市においても、遠隔地に居住されている土地所有者もあり、境界確認ができない場合には筆界未定となることから、郵送や電子の媒体を利用した確認方法や隣接土地所有者等による確認を可能とする調査手法の導入について検討する。 ○当県においても、山村部に限らず、市街地においても同様の支障事例がある。 ○当県において、山村部において土地所有者が不明であることで筆界未定となるケースが毎年、数件発生している。平成23年に土地所有者が不明な場合の対策として新たな調査手法「地籍調査作業準則30条3項」が制定されたが、山村部では調査手法の条件に合致するところが少なく制度の活用が困難である。そのため所有者不明土地を筆界未定とせざるを得ないが、隣接土地所有者への影響も大きいことから、所有者不明土地においては可能な限りの所有者追跡調査を実施した後であれば、隣接土地所有者による仮の筆界確認を可能とするなどの新たな制度改正が必要である。 ○①相続により、遠隔に住む方が所有者となったような土地について、調査の案内等を送付しても関心が低いのか、一切の反応がなく、結果、筆界未定として処理せざるを得ないケースが、反映がない場合でも、隣接者の立会に基づく形で調査が可能となるが、筆界未定で減らすことなどが期待できる。 ○②相続全員が家庭裁判所へ相続放棄を提出しており、相続財産管理人を立てられないようなケースで、筆界未定となるケースがある。このケースにおいては、隣接土地所有者等による確認を可能とする調査手法の導入は隣接土地所有者の確認で調査が進むられるなら、スムーズな調査実施が期待できる。 ○地籍調査においては、いわゆる長期未相続土地や所有者不明な土地などが原因で、筆界確認に時間を要している。また、時間を要すれば多くの最終的に確認が得られない結果、筆界未定として処理せざるを得ないケースもある。 ○当県の高齢化は他県に比べ進んでおり(高齢比率、全国第3位)、土地所有者の「高齢化」「不在化」などにより、筆界確認に時間を要している。筆界の郵送や電子の媒体を利用した確認手法の多様化や、所有者不明の土地に隣接する所有者等による確認を可能とする調査手法の導入が求められる。 ○地籍調査においては、課題解決に資するものであり、その実現のために制度改正が必要である。 ○山村部においては現在行っていないが、都市部においても同様に確認を得られず筆界未定となるケースがある。その他の具体例として、土地所有者が死亡している場合は、相続関係人が立会等をすることになるとが、相続関係人全員が相続放棄しており、相続財産管理人も立てられないようなケースで、筆界未定となるケースがある。このケースにおいては、隣接土地所有者等による確認を可能とする調査手法の導入が必要である。 ○土地所有者の「高齢化」「不在化」などにより、筆界確認に時間を要するため、地籍調査の進捗が図られない状況であり、所有者が判断せず、筆界未定として処理せざるを得ないケースがある。本県では、林地部が地籍調査対象面積の約8割を占めるが、その林地部の進捗率が70%に留まる。(平成29年度) ○遠隔地に居住する土地所有者又は法定相続人の現地立会について時間を要しているケースがある。隣接地が所有者不明未登記土地のために筆界未定となってしまうケースがある。 ○以下の支障事例がある。 1. 相続放棄されたまま相続人がいない土地について、筆界確定が困難となっている。 2. 山林の土地所有者の高齢化により、現地確認ができない、また所有者の世代交代で筆界の不明確化により人証・物証が失われている。 3. 相続調査範囲の増大により、調査に膨大な時間がかかる。 4. 古い世代で行われた、いわゆる口頭買賣や、文書の未登記がある。 ○未相続者により登記簿のうち土地所有者の者が不明な土地が多く存在し、戸籍の附票や課税台帳等による追跡調査に約3か月程度の期間を要している(H30年度調査対象面積25,982haのうち要追跡調査面積5,707ha)。所有者不明土地については、地籍調査作業規程準則第30条第3項の規定により、筆界を明らかにする客観的資料がある場合に限り、筆界の調査が可能となっているものの、特に山間部では客観的資料が少ないことが多く、筆界未定とされる状況にある(H30年度に認定した成果において、所有者不明土地の件数17件中、客観的資料により筆界確認できたのは2件のみ)。このため、隣接土地所有者ならびに第三者機関による客観的判断により筆界を確認できる仕組みなど、強力的な運用が図られる制度改正を求める。 ○本市においても同様の支障事例が生じている。(例:本市では、登記簿に氏名、住所の記載はあるが転居後5年以上経過している場合、住民票除権の交付を受けることができないため、本人の現住所が確認できず、筆界未定となるケース。) ○山間部の土地で、所有者が都市部在住の高齢者のため現地立会を拒否され、土地周辺に居住できる親戚・知人もないことから、間伐等の森林整備が実施できなかった。 ○当市では、所有者不明土地に時間をするケースは見受けられない。しかし、所有者が高齢のために現地確認を拒否したことにより筆界未定となるケースが見受けられる。土地所有者の確認手法の多様化が課題である。 ○当市において、所有者不明土地については筆界を確認するに足る客観的資料が存在しないため不立会として筆界未定処理している。その結果、当該土地と隣接するすべての土地が筆界未定となり、関係土地所有者には何ら瑕疵がないにもかかわらず筆界の明確化が図れない。 ○例②と同様の理由から未調査区域の大半が筆界未定地となることが見込まれるため、調査休止を検討している市町村あり。 ○当県においても、所在不明による筆界未定が生じており、今後、拡大していく恐れがある。				

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
70	地籍調査の促進に確実に繋がるよう、早急に本提案を実現願いたい。	—	【奈良県】 調査を円滑かつ迅速に進めるためには、効率的な調査手法が必要である。土地所有者が不明で、かつ権界確認のための客観的な資料がなく権界未定として処理せざるを得ないケースは数多く潜在すると思われるため、調査の推進には、所有者不明の土地に關し、隣接土地所有者等による確認を可能とする調査手法の導入を図ることが肝要であると考える。 【庄原市】 「国土調査のあり方に関する検討小委員会報告書」の中で示された方向性について、可及的速やかに検討が行われるよう要望する。	—	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。		御提案も含め、本年6月28日に公表された国土審議会の「国土調査のあり方に関する検討小委員会」の「報告書」で示された地籍調査を円滑かつ迅速に進めるための措置の方向性に従い、第7次国土調査事業十箇年計画策定に向け、次期通常国会における国土調査法及び国土調査促進特別措置法の改正を目指してまいります。

国土交通省 第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (持記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
95	B. 地方に対する規制緩和	環境・衛生	環境省等所管法令における立入検査に係る身分証明書の統合	個々の環境省等所管法令に基づき行う立入検査に係る身分証明書について、このため、地方自治体においては一人の職員が複数法令に基づき立入業務を行うことが殆どであるとかわらず、職員一人について約2種類もの身分証明書を作成しなければならず、特に職員の異動時期には身分証明書の作成業務によって大きな負担が生じている。また、立入先の事業所においても複数法令による規制を受けることが多いため、職員に適正な立入権限があることを確認するには、一つ一つの立入証を示す必要があり、迅速な立入検査の妨げとなってしまう。	環境省等が所管する法令に基づき、地方自治体職員が立入検査を行う際の身分証明書については個々の法令で定められている。このため、地方自治体においては一人の職員が複数法令に基づき立入業務を行うことが殆どであるとかわらず、特に職員の異動時期には身分証明書を作成しなければならず、特に職員の異動時期には身分証明書を複数用意するなどの事務負担を軽減することができる。	工業用水法第25条第2項、大気汚染防止法第26条第3項、水質汚濁防止法第22条第4項、農用地の土壤の汚染防止等に関する法律第13条第2項、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第11条第3項、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法第54条第5項、ダイオキシン類対策特別措置法第27条第5項、第34条第3項、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第92条第4項、土壤汚染対策法第14条第4項、土壤汚染対策法第54条第7項、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第30条第5項、温泉法第28条第2項、第35条第2項、自然公園法第17条第2項、第35条第3項、第31条第3項、第62条第1項、鳥獣の保護及び管理並びに特許の適正化に関する法律第75条第5項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条第3項、浄化槽法第53条第3項、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第43条第2項、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第25条第2項、使用済自動車の再資源化等に関する法律第131条第3項【参考】環境衛生監視員証を定める省令(昭和52年厚生省令第1号)	経済産業省、国土交通省、環境省	愛知県	札幌市、岩手県、秋田県、山形県、福島県、群馬県、埼玉県、川越市、川崎市、相模原市、新潟県、石川県、豊岡市、岐阜県、豊田市、京都府、京都市、島根県、岡山県、徳島市、高松市、愛媛県、松山市、福岡県、熊本市、宮崎県	O提案団体と同様の支障が当市でも生じている。1人当たり10枚の立入証を所持しており、事務手続きが負担となっている。O例年4月の人事異動の時期には、身分証明書の更新時期とも重なることが多く、立入検査を行った職員に対して、速やかな作成、交付を行わなければなりぬる事務が発生する。O当市においても、職員一人について約10種類の身分証明書を作成しなければならず、特に職員の異動時期には身分証明書の作成業務によって大きな負担が生じている。O環境省等所管法令の身分証明書は、職員一人あたり約10種類であり、異動時期には作成の負担が大きい。平成30年度は300枚作成した。O当県においても、異動時期には身分証明書の作成業務によって大きな負担が生じている。19種類の証明書をまとめて作成している。O当市においては、1人の職員が複数法令に基づき立入業務を行うことがほとんどであり、職員一人について約10種類の身分証明書を作成しなければならない。職員の異動時期には身分証明書の作成業務によって大きな負担が生じている。一方、検査証や写真の大まきの統一等については、個々の法令の改正等時に、関係他法に沿った状況を見つづ、同法の趣旨に照らして可能であれば、統一のサイドで検査証を提示することができると思われる。 一方、検査証や写真の大まきの統一等については、個々の法令の改正等時に、関係他法に沿った状況を見つづ、同法の趣旨に照らして可能であれば、統一のサイドで検査証を提示することができると思われる。 なお、ご提案の法令の中には、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律など、検査証の様式を法令に規定しておらず、自治体ごとに定めている例も見受けられるところ、そうした場合には、様式を規定することでかえって規制強化となるおそれがあること、自治体が様式変更に伴う条例改正を行う必要があり、負担が増加すること等が懸念されることから、ご提案の法令すべてを一元化の対象とすることには、やはり慎重になるべきと考える。	立入検査は、個々の環境法令における趣旨・権限に基づき行われるものであり、その目的、対象となる場所、実施者に求められる専門性等がそれぞれ異なる。また、検査証は、個々の環境法令の趣旨を踏まえて様式・記載事項等が検討され、規定されているものであることから、その発行に際しては慎重な対応が必要であり、こうした点を踏まえれば、一元化については慎重に対応すべきものと考える。		
97	B. 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除外)	不動産鑑定士の新規登録等による規制緩和	不動産鑑定士の新規登録等については、不動産の鑑定評価に関する法律第17条から第20条に基づき申請者の住所地を管轄する都道府県知事を経由して行うこととされており、都道府県では、申請書及び届出書の受付、国への提出業務を受ける。不動産の鑑定評価に関する法律第17条から第20条において「その住所地を管轄する都道府県知事を受付し、必要に応じて本人に修正等を指示している。国土交通省へ確認して修正する場合や本人からかかる回答がない場合に、後日郵送で修正の手続を受けることとされている。申請書・届出書に記載事項の不備に対し、迅速かつ的確に責任を持った対応が可能となるなど、申請者・届出者の利便性向上及び行政の効率化につながる。 都道府県で受理する申請書・届出書については、記入漏れ等の形式チェックを行ない、必要に応じて本人に修正等を指示している。国土交通省へ確認して修正する場合や本人からかかる回答がない場合に、後日郵送で修正の手続を受けることとされている。申請書・届出書に記載事項の不備に対し、迅速かつ的確に責任を持った対応が可能となるなど、申請者・届出者の利便性向上及び行政の効率化につながる。 当該業務は法定受託事務ではあるが、実際にを行っているのは簡便な形式チェックのみであり、都道府県の判断を要するようなものは含まれていないにもかかわらず、都道府県における手続時間は長いことから、都道府県は必要書類や記入漏れ等の軽微なチェックを行い、地方整備局へ進呈するのみであり、独自に判断する内容はないため、都道府県は経由する意味合いはないと考える。 ①都道府県は必要書類や記入漏れ等の軽微なチェックを行い、地方整備局へ進呈するのみであり、独自に判断する内容はないため、都道府県は経由する意味合いはないと考える。 ②都道府県は経由せずに直接地方整備局へ提出することで、申請してから登録通知が送られてくるまでの時間を短縮することができる。(受付をしてから地方整備局への提出までに長くて1週間かかる。本県では、昨年度46件受付)	不動産の鑑定評価に関する法律第17条、第18条、第19条、第20条	国土交通省	愛知県	埼玉県、京都府、鳥取県	O当県においても、本事務について、都道府県の具体的な判断要素や把握しておく内容も特にないことから、事務負担となっている。O申請者側からみても、都道府県でチェックを受けたとしても、国から再度の指摘や修正等があり、二重手間となることから、都道府県を経由する業務を廃止することが望ましい。 O不動産鑑定士の新規登録等の都道府県の経由を廃止することで、時間や手間を省き、申請者への迅速な対応が可能になると考える。 (支障事例) ①申請者からの問い合わせに�わかない場合一度地方整備局へ問い合わせ再度申請者へ回答するため、時間が必要とする。 ②申請者が提出先を誤って他の都道府県へ提出し混乱が生じることがある。その際、提出された都道府県から本来受付すべき都道府県へ書類を転送し、受理し直すため大幅な時間ロスとなる。 (制度改正の必要性) ①都道府県は必要書類や記入漏れ等の軽微なチェックを行い、地方整備局へ進呈するのみであり、独自に判断する内容はないため、都道府県は経由する意味合いはないと考える。 ②都道府県は経由せずに直接地方整備局へ提出することで、申請してから登録通知が送られてくるまでの時間を短縮することができる。(受付をしてから地方整備局への提出までに長くて1週間かかる。本県では、昨年度46件受付)	本事務の廃止について、各都道府県や申請者等において支障がないことが確認できれば、地方分権一括法での改正を行う方向で検討する。			

国土交通省 第2次回答

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	
	見解	補足資料	見解	補足資料				
100	本提案については、実質的に地方への義務付けになっている事務の見直しに係る提案であるとして、内閣府の整理の下、提案募集の対象として認められたものと承している。高速道路会社との協議事務については、地方公共団体の要請文書発出前の事前協議が求められており、平成30年7月豪雨災害時には、事前の調整から無料措置の開始まで3日を要するなど、必ずしも実質的な要請日から無料措置開始となっているわけではないことから、こうした支障事例や大規模災害時には、多数の被災自治体が同時に並行して無料化措置の手続を実施している状況を踏まえ、一定の災害は一律に無料化措置の対象となるよう改訂を行ななど、引き続き事務の効率化を検討してもらいたい。 先般、国土交通省から災害ボランティア派遣に対する災害派遣認証書の発行方法の見直しについて通知があったが、被災地方公共団体の負担軽減の観点から、地方公共団体の災害時応援車両等についても、同様の措置を講じてもらいたい。	—	【愛媛県】 西日本豪雨災害のような大規模災害発生時には、発災直後から応援活動が開始されるが、被災県と高速道路株式会社との協議にはどうしても一定の時間を要するため、発災直後に迅速に対応してもらった機関の車両が料金を支払わざるを得ない事例が見受けられた。 このことから、速やかに有料道路の無料措置が開始される必要があるため、被災県と各高速道路会社が調整を行なうとともに無料措置を講じができる仕組みづくりを検討していただきたい。	—	—	本件制度は、高速道路会社等において料金の徴収しない対象を定めるものであり、その具体的運用については、通常、料金の徴収権者である高速道路会社等と利用者の間で検討・調整がなされるべきものと考えられるが、国土交通省としても、災害発生時における制度の効率的な運用は重要と考えていることから、提案者のいう支障の具体的内容等も踏まえ、高速道路会社等と提案者との調整について協力してまいりたい。	—	
116	「旅行業法に基づく旅行業者等の登録事務について」(マニュアル)については、毎年、都道府県担当者を対象とした観光庁主催の研修で配付されていたため、本マニュアルは都道府県の事務であると公表している。第3種旅行業、地域限定旅行業及び旅行業者代理業の登録事務の宣誓書を提出させらる必要があるものと記載しているが、都道府県においてマニュアルを作成、しくみは改訂すること、現在支障上既にいる宣誓書の提出に際らず、法令の規定の範囲内で国とは異なる独自の対応をとることが可能だと理解して差し支えないか。また、現行の本マニュアルでは、都道府県において独自にマニュアルを作成し、対応することが可能である旨がわからないため、その旨を明記いただきとともに、研修等でも周知いただきたい。	—	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	—	—	旅行業法施行令第6条第1項の規定のとおり、第2種旅行業、第3種旅行業、地域限定旅行業及び旅行業者代理業の登録に係る事務は都道府県の自治事務であるため、都道府県に規定する範囲において、都道府県はその範囲で登録事務を実施することができます。また、公表しているとおり、都道府県の手続を変更するのであり、都道府県において独自にマニュアルを作成するこを差し支えないと理解して差し支えないか。現在配布している観光庁のマニュアルでは、「当該資料は、観光庁における登録事務のためのマニュアルである」と注意喚起しているが、次年度以降の研修でも引き続き注意喚起を行うとともに、久格事由に該当しない旨の宣誓書については、旅行業法施行規則第1条の4第1項第1号ホに規定する書類として認められるのであれば、全役員分の宣誓書の提出を必須しない運用も可能である旨を事務連絡で周知したい。	—	
122	提案の早期実現に向けて、前向きに御検討いただきたい。 なお、御対応いただけた場合は、具体的なスケジュールをお示しいただきたい。	—	—	—	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	—	【総務省】 総務大臣は、競馬、競輪及びモーターボート競走を行なうことができる市町村を財政上の特別の必要性等を勘案して指定するが、市町村長は都道府県を経由して総務大臣に申請し、都道府県知事が意見を付す手続としている。 このような手続とした趣旨は、県内市町村の財政状況等を把握している都道府県知事に対して財政上の特別の必要性等について意見を求めて、総務大臣が指定に当たつて参考しようとするもの。 この点、総務大臣は指定都市の財政状況や公営競技の経営状況等について、地方財政状況調査や公営競技に関する個別ヒアリング等を通じて直接把握している状況にあり、公営競技を行うことができる指定都市の指定に当たり、都道府県知事の意見を求め、参考となる必要性は低下していると考えられることから、令和2年度分の指定手続から、指定都市については、当該指定都市の市長が総務大臣に対して直接申請し、都道府県知事の意見を求めないこととする。 【農林水産省・国土交通省】 総務省が行なう検討について、必要な協力をてまいりたい。	—
131	本市では、コミュニティ交通の委託事業者は運行開始予定期までに道路運送法第4条に基づく許可を確実に間に合わせる必要があるため、現状では、仮に法令試験に合格でき、許可取得手続きが円滑に進められるような事業者であっても、委託前には合格の可能性が明らかではないことから、許可未取得の事業者を選定することをできない状況である。 今回の提案では、委託事業者の選定に当たって、運行の受託に意欲的な許可未取得の事業者に委託後に、事業者側の事情により許可取得手続きが円滑に進まず、結果的に運行開始予定期日に間に合わないといった事態が発生しないようにするために、許可取得手続きが円滑に進まない要因となり得る法令試験等の一部の手続については、委託前に、地方公共団体の関与の下で、あらじめ実施可能とすることを求めるものである。 これによつて最終的な許可処分の判断は、路線などが明確になり、正式な許可申請の後となるが、法令試験の不備率が高い一部の手続についてだけでも事前に行なうことができるのであれば、少なくとも本市においては、道路運送法第4条に基づく許可未取得の事業者も合格していることを条件に委託事業者の選定候補に含むことが可能となる。 このことにより、地方自治体のコミュニティ交通事業に対して意欲のある道路運送法第4条に基づく許可未取得の事業者の参入へのハードルが下げられ、地方自治体の交通事業者の選定に際し、競争性が生まれる側面もあることからも、本提案は有益であると考える。	—	【全国知事会】 地域住民の生活基盤を維持するためには、地域の実情に応じた公共交通体系について、地域において自ら考え実行できる仕組みづくりが必要である。このため、提案団体の提案の積極的な検討を求める。なお、路線バス、タクシー等、旅客自動車運送事業に関する事務・権限は必要な財源の措置とともに、都道府県に移譲をするべきである。 【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	—	一次回答でも述べたとおり、今回の提案の主旨は、「一般乗合旅客自動車運送事業を円滑に運行開始すること」と解され、申請の手続の一部を申請の前に行なうことを可能としたとしても、書類の不備による再提出や法令試験の不合格による再受験が生じる限り、提案の主旨は実現し得ないが、ご意見のあった法令試験については、正式な許可申請前にあらかじめ受験できること等について検討して参りたい。	—		

国土交通省 第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
141	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	空家等対策の推進に関する特別措置法において、行政が把握している相続人の情報の提供に関する他の相続人に情報提供する際に、本人の同意を得なくては情報提供できる旨の規定を設けていただきたい。	空家等対策の推進に関する特別措置法において、行政が把握している相続人の情報の提供に関する他の相続人に情報提供する際に、本人の同意を得なくては情報提供できる旨の規定を設けていただきたい。	問題が発生するような空家については、相続人が、自らが相続人であるといふことを行政からの連絡を受け初めて知りたし、相続人同士が絶縁状態になってしまったしていることが多い。本市においては、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第1項に基づく指導又は助言を行つて、相続人に適正管理を促す連絡を出すと、受け取った相続人から、自らだけでは判断がつかないので、他の相続人の連絡先を知つてもらいたいなどと言わざる者が多い。本市は他の相続人の情報を把握しているにも関わらず、第三者に対する情報提供が法の規定上不可能でないために、情報の提供を行うことができず、相続人との連絡が途絶する事態が発生している。また、ある相続人が、空家等対策に携わる相続人から、情報提供に関する同意を拒否したために、情報提供を開始することができないといったケースもある。同様に、相続人が、空家等対策を受ける場合、受け取った相続人から、他の相続人の連絡先を提供して、同意を得た上で依頼人である相続人にその情報を提供する、といった段階を踏んでいるところ、最初の適正管理依頼の連絡から、相続人同士の連絡体制が確保されるまでに、1~2週間を要することになってしまい、事務が非効率なものになってしまいます。(同意依頼を差し出しても、全ての相続人が返送してくれるとは限らない)また、適正管理依頼の差し出後には、他の相続人の情報を求める電話への対応に追われることもあり、「相続人同士の連絡体制を整備する」という業務が、かなりの負担となっている。	・空家等対策の推進に関する特別措置法	総務省、国土交通省	高島市	室蘭市、いわき市、須賀川市、ひたちなか市、三郷市、川崎市、浜松市、草津市、大牟田市、五島市、宮崎市	○本市の事例においても、相続人が複数人で連絡がある場合に問題解決に向けた司法書士等を介して他の相続人と連絡を取りて進めている例はある。但し、支障事例にあるように全員と連絡が取れるに難航している状況である。今後、増加していく空家の問題に対しスピーディーな解決を図るために、個人情報保護に留意してある。○本市でも、提案書と同様の問題が発生している。相続人が複数存在し、お互いに話をすることは不可能である。また、例えばDV被害者に対してDV被害者の連絡先等の情報を提供してしまったようなケースも想定される。これを踏まえれば、同意を得ることによる相続人の個人情報保護及び行政に対する信頼と本提案が目的とする業務の効率化を比較考量した際に、後者が優越すると言えないため、本提案について法令上の措置を講じることは困難である。	個人情報当該個人の同意なく提供することを認める規定を法制度として設ける場合、提供後に個人情報が適切に扱われる必要になるものと裁えられるが、この提案における個人情報の提供先となる相続人は個人情報を適切に扱えるか不明である。また、例えばDV被害者に対してDV被害者の連絡先等の情報を提供してしまったようなケースも想定される。		
152	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	特定空家等に対する代執行時の動産の取扱いについての明確化	空家等対策の推進に関する特別措置法第14条における代執行時の動産の取扱いについての明確化	代執行時の動産の取扱いについて、保管期間及び保管期間経過後に市町村長が当該動産を処分できることを、空家等対策の推進に関する特別措置法上に規定していたみたい。	代執行時の動産の取扱いについて、保管期間及び保管期間経過後に市町村長が当該空家等の財産等の動産は市の所有施設の一室に、一時的に保管することとした。所有施設は普通財産であり、具体的な時期こそ現時点で明確ではないものの、近いうちに取り扱われる可能性もあり、今までも保管しておけるというわけではない。本団体内の法務部や本団体の顧問弁護士、市の空家等対策協議会にも相談したが、代執行による除却の事例が全国でもまだ少ないとおり、いずれからも明確な回答は得られなかつた。一部の他団体の事例も把握しているが、動産の処分に対して所有者等から損害賠償請求の訴訟を提起された際に、当該処分が正当に行われたことを主張するに足る根拠となるものではないと考えている。	空家等対策の推進に関する特別措置法第14条 「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)	総務省、国土交通省	熊本市	須賀川市、ひたちなか市、三郷市、川崎市、大垣市、多治見市、浜松市、豊橋市、京都市、池田市、八尾市、神戸市、松山市、大村市、宮崎市	○本市においては代執行による事例はないが、代執行の際には動産についての取り扱いについて管理・保管・処分の問題が生じると考えられ、統一的なルールを定めてほしい。○代執行を円滑に運行するためにも、保管期間等の統一のルールの明確化を望む。○「代執行に対する措置」に記載する通り、空き家特措法では規定が明確になっていない部分があり、法改正の中で解消されることを期待する。	【終務省】 空家の売却を行えば、そこに残された動産の取扱いが生じることは理解するものの、これまで空家法による代執行及び略式代執行については100件を超える実績があるところ、各市町村において、代執行は原則として空き家は原則として使用されていないことから、空き家に対する措置は責任感を持っていかなければなりません。措置(売却等含む)をあきらめてしまうと放置されたままとなることがあります。また、そもそも市町村の通知に全ての所有者から反対があるわけでもないところから、市が調整を行なうことは困難である。一方で、市町村の幹部は多くが、代執行の実績があることから、代執行を実施することによって混乱を招くおそれがあることから、相続をまとめることができる、ヤーマンを握ることから始めることとしている。しかしながら、ほとんどの相続人は当事者意識が低く、ヤーマンを見つけることは非常に難しく事務の負担となっている。○相続人のうちの一人が認知症にかかり、他の相続人はすでに相続放棄をしているので関係ないと言っているケースがあり、事情を伝えたくても伝えられず対応に苦慮している。	

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
141	戸籍法及び住民基本台帳法においては、相続人が相続手続等のために相続人の連絡先を取得する必要がある場合は、市町村長は申出をする者に対し、本人の同意の有無に問わらず戸籍謄本や戸籍の附票を交付することができる。ただし、相続人同士が、お互いの権利の行使又は義務の履行のために申請を行った際には、本人の同意の有無に問わらず市町村長は情報を提供することが可能と解すことができる。 空家法第3条の規定により空家の所有者に適切管理の責務があることを踏まえれば、特に相続人空家の管理という自己の義務の履行のために他の相続人の連絡先を得ようとする場合に、市町村長が本人の同意の有無に問わらず情報を提供できるようにしてほしい。また、住民登録法第3条の規定により空家法第3条の規定により空家の所有者に適切管理の責務があることは空家法であり、追加共同提案団体の支撑事例にも示されている通り、空家対策の窓口において現今全国的に生じている問題を軽減し、空家対策業務の円滑な遂行を可能とする目的とする提案であるため、空家対策の問題として認識していただき、法定化を含め、具体的な文陣を解消する方策を検討いただきたい。	—	—	—	【全国市長会】 提案団体との間で十分確認を行うことを求める。	【総務省】 1次回答のとおり、同意なく個人情報を提供することで生じる事態の大きさに鑑みれば、本提案について法令上の措置を講じることは困難である。 【国土交通省】 1次回答のとおり、同意なく個人情報を提供することで生じる事態の大きさに鑑みれば、本提案について法令上の措置を講じることは困難である。なお、市町村における個人情報の取扱いについては、各市町村の条例によって定められているものと承知している。	各府省からの第2次回答
152	動産の保管期間や処分権限が明確化されていない現状が、空家法に基づく代執行を踏襲する要因となっており、動産の保管処分は、危険な空家の除却に付随して生じる問題です。 国土交通省のガイドラインにおいても、相当の価値のある動産が存在する場合、保管期間について法務部局と協議の上、保管するよう指示されていますが、保管処分の判断は、地域の実情に応じて判断できるものではありません。代執行後に動産の所有権を有する者から損害賠償等の訴えが提起された場合に適法性を主張するに足る根拠がないければ、保管した動産を処分する目途を立てることもできず、地で柔軟な対応ができるといふことは言い難い状況です。 本提案は、保管後の動産を適法に売却、処分ができるようにすることを求める趣旨であり、「保管期間」、「保管期間経過後の処分権限」の明確化を要望するものです。特定空家等の中の動産の取扱いが法定化されることにより、これまで代執行時に廃棄してきたものができるなくなるといった支障が生じることは想定しております。それよりも、本提案により、法律上、保管期間と処分権限が明確化されれば、保管に要する費用が予測でき、保管場所として民間の施設を適宜利用する等、各自治体が国土交通省のガイドラインや地域の実情に応じて、保管手段を選択し、代執行の円滑な執行が図られると思われます。 動産の保管処分は、財産権の問題にかかわることから、尚更、立法措置が必要不可欠と考えられます。個別に動産の保管期間や処分権限が設定されている河川法や災害対策基本法等の規定を参考に是非規定していただきたいと考えます。	—	—	—	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○代執行時の動産の取扱いについて、これまで代執行を実施した地方公共団体における実態を調査していただきたい。また、損害賠償請求等の訴訟が提起されることを恐れ、動産の取扱いに過度に慎重にならざるを得ない実態や、同様の概念から代執行を実施していない地方公共団体においても代執行を踏譲している実態があることから、これらについても適切に調査していただきたい。 ○動産の取扱いに対する対応の検討に当たっては、動産の処分が、財産権という法上の権利に係る問題であることを踏まえ、損害賠償請求等の訴訟のリスクを考慮しても地方公共団体が迅速に動産を処分することが可能となるよう、運用上の対応だけではなく、動産の保管、売却、廃棄等に係る統一的な保管スキームを法律で規定すべきではないか。 ○空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)上に動産の管理に係る規定を設けることについて、動産の問題は特定空家の除却に必然的に付随して生じる問題であり、空家法に基づく代執行の仕組みの活用を踏譲する要因を解消するための措置であることを踏まえれば、空家法の射程外とは言えないのではないか。 ○河川法、道路法、道路交通法や災害対策基本法等において様々な保管スキームが規定されており、屋外広告物法のように、「特に貴重」なものとそれ以外で異なる保管スキームを適用している例もあり、これらの前例を参考とすれば、空家法において、柔軟な運用を可能とする保管スキームを設定することが可能ではないか。	提案事項に係る実態を確認するため、地方分権改革推進室とともに、各市町村の空家担当部局に対しアンケートを行い、その結果を踏まえて、検討することとした。

国土交通省 第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	具体的な支障事例 求める措置の具体的な内容	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野								団体名	支障事例	
169	B 地方に対する規制緩和	その他	「民泊制度運営システム」により行われる、住宅宿泊事業者が掲げる標識について、知事が届出を受領した際に、標識を交付されなければならない。 現在、事業者から届出があった添付書類を含めた全ての書類を「民泊制度運営システム」に入力すれば、同システムへの添付書類の登録を行って、標識が発行可能となるよう見直しを求める。	【現状】 住宅宿泊事業者は、事業を開始しようとする日の前日までに都道府県知事に届出を行った際に、事業者自身が発行する運用としているが、貴県のとおり、システムの変更の利便性が向上する。 現在、事業者から届出があった添付書類を含めた全ての書類を「民泊制度運営システム」に登録しなければ、職員も業務量を平均化することができ、負担が軽減される。	知事が受理した時点で、住宅宿泊事業届出書などに記載された標識を発行するために必要な最小限の情報を入力すれば届出番号の取得が可能となり、標識を交付できるようになれば、事業者の利便性が向上する。 また、書類の登録等を事後にを行うことができれば、職員も業務量を平均化することができ、負担が軽減される。	住宅宿泊事業法第3条、第13条 住宅宿泊事業法施行規則第4条、第11条 住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)2-1-(1)-③、2-2-(8)-②	厚生労働省、大阪府、高知県、宮崎県 国土交通省	豊橋市、大坂町、高岡市、群馬県、新潟県	○現状は、提出書類のPDFをシステムにアップしなければ、届出番号が発行できないことから、届出件数の多い自治体には大変な負担になってしまっていると推察される。 ○当都道府県においては、標識は届出番号通知後、事業者自身に発行させる運用しているが、貴県のとおり、システムの変更の必要性があると考える。	本件については、自治体に対して適正な届出がなされているにもかかわらず、必要な書類をシステムにアップロードすることに時間を要し、自治体から事業者への届出番号の発行・通知が遅滞することに問題の所在があると考える。 これについては、現行の民泊制度運営システムにおいて、対応が可能である。 民泊制度運営システム上、書類をシステムにアップロードしている最中であっても届出番号を発行することは可能であり、仮に、システム画面上に「アップロード中」と表示されても、届出受理ボタンを押すすれば、届出番号を発行することができる。 なお、アップロード処理に時間を使うのは、無害化処理(アップロードファイルに含まれるウイルスなどを無効にする処理)が実行されていることが原因である。		
186	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法における災害復旧事業と、同事業採択時の合併施行による合併実施の効用を増大させる他の工事との合併実施の迅速化	原形復旧による災害復旧事業において、災害復旧事業と同事業採択時の合併施行による合併実施の効用を増大させる他の工事との合併実施の迅速化	合併施行による災害復旧事業の迅速化を図ることで、災害査定後速やかに事業着手ができる。	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第7条 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第7条	農林水産省、国土交通省	尼崎市	福井市、大阪府、岡山県、松山市、新居浜市	○合併施行の申請手続き等が複雑であるため、施設の効用を増大させる部分の事業については、災害査定の設計書には入れず工事発注を行い、別工事で地方単独費にて対応している。そのため、合併施行を行う場合でもその費用を按分して災害査定を受けることが可能となる。 ○都道府県においては、事業の簡素化に繋がると考える。 ○当都道府県にも同様の支障事例があり、災害査定時からあらかじめ合併施行を行う項目が判明している場合は、地方単独費で行う合併施行分を合めて査定決定を受けることで設計変更協議が可能となり、災害復旧事業の迅速な施工が可能となる。査定決定後に合併施行を実施する必要が生じた場合は従来通りとする。	【農林水産省】 災害復旧事業においては原形復旧が原則であり、その費用確定のため原形復旧に係る設計書作成は不可欠である。具体的な支障事例の内容は河川事業であり当該事業においては、要望があるよう事業者は近年把握していないが、災害復旧事業と併せて設計の効用増大や合併の実施として災害復旧事業がある。この災害関連事業の実施においては、災害復旧事業と災害削減事業では補助率が異なることから、それについて災害査定を行う必要があるが、これらの申請を同時に受け、査定することで事業を早期に着手することが可能となっている。 【国土交通省】 合併施行は、災害復旧事業と他の事業を合併して施行することをいい、国土交通大臣の同意による設計変更協議の手続きが必要です。(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第7条第5項) ご提案の、当初から施設の効用を増大させる部分の工事を含めた災害査定を実施することについては、災害査定を実施して災害復旧工事費を確定させた後でないと、施設の効用を増大させる部分が不明確であるため、困難です。	
188	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	市町村運営による有償運送におけるIT機器等を活用した運行管理の実施	IT点呼が認められている営業所を有する一般旅客自動車運送事業者に運行もしくは運行管理を委託する市町村運営有償運送においては、一定の要件を満たせばモニター等の機器を活用したIT点呼が実施可能となった。	【現状】 市町村運営有償運送において安全運転のための点呼は、運行管理者が運転者に対して対面で実施することが求められている。 一方、一般旅客自動車運送においては、一定の要件を満たせばモニター等の機器を活用したIT点呼が実施可能となった。	車庫から営業所まで駐き運行管理者との対面により点呼を受けるための運行経費の削減や運転手の負担軽減に繋がり、過疎地域等における持続可能なバス交通運用の一助となる。	市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について(平成18年9月15日付け国自旅第141号自動車局長通知)	国土交通省	兵庫県、滋賀県、堺市、神戸市、豊岡市、和歌山县、鳥取県、徳島県	未来投資会議 未来投資会議での検討(国土交通省) 令和元年5月、構造改修特区提案を提出(豊岡市)	南あわじ市 ○過疎地域の実情等を踏みとIT点呼の実施は必要であると思われる。 ○当市においても、本年度よりNPOを運行主体として自家用有償旅客運送を開始しているが、山間部の集落に点在する運転手(地域住民)が運行を行う際に遠方の営業所まで駐き対面点呼を受けることは大きな負担となっている。今後も過疎地等において事業を継続していくためには、本制度の改正は有意義である。	一般旅客自動車運送事業者に運行又は運行管理を委託する市町村運営有償運送について、本年度に通達を改正し、IT点呼の実施を認める予定。

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
169	「アップロード中」と表示されても、届出受理ボタンを押下すれば、届出番号を発行できるとのことです。その方法で対応可能であるという事実は周知されておらず、また、マニュアルにも記載がないため、提案団体としては把握できなかった。回答内容を踏まえ、実際に届出番号の発行が可能であることは確認したが、届出番号発行後に各種書類をアップロードする場合、新規登録にも関わらず、「届出の変更」として行わなければならず、届出した事業者側から見るご変更の届出をしてないのに履歴上は変更した形となってしまう。回答いただいた通り、現システムでも対応可能であり、それが適切な対応ならば、その旨を通知等で明確化していただきたい。	—	—	—	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、提案内容が現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。		以下の事項を、関係自治体に対し、メール及び会議で周知する。 ・「アップロード中」と表示されても、届出受理ボタンを押下すれば、届出番号を発行できること。 ・上記措置をとった場合でも、アップロード作業は中断しないため、変更届出として、改めてアップロードをやり直す必要はないこと。
186	本提案は、当初から施設の効用を増大させる部分の工事を含めた災害査定を実施する等の柔軟な対応を求めるものであり、原形復旧に係る設計書の作成を省略することによって求められるものではありません。当時の現状では、災害査定の実施方法として、原形復旧に係る原形復旧設計書と施設の効用を増大させる部分の事業を含めた合併設計書を併せて提出することにより、合併施行が災害復旧事業の目的を達成していることや、合併施行により施設の効用が増大することの査定を受けられるほか、国が最終的に原形復旧の費用として負担する事業費を災害査定の段階で確定することができると言えます。設計変更協議についても、政令第7条において、災害復旧事業費の決定の基礎となる設計変更協議に係る規定が定められています。現状、原形復旧に係る原形復旧設計書により災害査定が行われているところ、合併施行は、改めて合併設計書を作成し、設計変更協議を行わなければなりません。しかし、本提案が実現されれば、事業費の決定の基礎となる設計に変更がないことから、設計変更協議を要さなり、もって合併施行の場合であっても迅速な事業実施が可能になるものと考えます。さらに、合併施行の場合において、災害査定時の積算単価に変動が生じたとき、従来は、積算単価の変動を原形復旧設計書に反映した上で合併設計書との変更対照表を作成する必要がありました。しかし、本提案が実現されれば、これらの作業が不要となり、効率化に繋がると考えます。なお、農林水産省から、災害関連事業に係る回答が示されました。本提案における支障事例は公園事業であるため、災害関連事業の対象とはならない旨申しあげます。	—	【大阪府】 あらかじめ合併施行を予定している場合は、災害査定時に原形復旧に係る災害復旧工事業と合併施行に係る内容・金額を併せて査定決定することで迅速な事業実施が可能となるので改善の余地があるのではないかと伺います。また、単独質で実施する合併施行や簡易な変更協議を地方整備局で実施することができれば、協議に要する期間の短縮に繋がり行政の効率化を図ることができる。	【全国知事会】 施設等の災害復旧については、単なる原形復旧にとどまらず、将来の利便性や安全性の向上のため改良復旧事業の要件緩和など必要な措置を講じ、強制な国土づくりに向けた取組を迅速に進めること。 【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。なお、提案内容の実現にあたっては、迅速な事業を可能とする観点から、査定時の混亂を招かないようになります。 【農林水産省】 ご提案の内容は公園事業に係るもので国土交通省所管の内容であり、当省として特別な回答はありません。 【国土交通省】 合併施行とは、災害復旧事業と他の事業を合併して施行することをいい、国土交通大臣の同意に係る設計変更の手続きが必要です。(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第7条第5項) ご提案の、当初から施設の効用を増大させる部分の工事を含めた災害査定を実施することについては、災害査定を実施して災害復旧工事業費を確定させた後でないと、施設の効用を増大させる部門が不明確であり、災害査定後、どちらの事業にも含まれない空白の設計が発生し、再度、設計書を作り直すなどの二度手間が生じることもあります。また、災害復旧工事業費は、災害復旧事業費を算出するための基となる金額であり、その災害復旧事業費を基に国庫負担率を算出するものであるから、当該工事業費を確定させるため、積算など分けて提出していただく必要があります。			
188	意見なし(提案どおりのため)	—	—	—	【全国知事会】 自家用有償旅客運送について、対面での点呼が困難であると認められた場合には、IT機器の活用も含め、地域の実情を踏まえ、適当と認められた方法によることを可能とする通達改正を行い、現在はIT点呼の実施が認められている。		

国土交通省 第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	
	区分	分野									団体名	支障事例		
189	B 地方にに対する規制緩和	運輸・交通	自家用自動車で行う高齢者移動ボランティア活動に対する規制緩和	【現状】自家用自動車で行う高齢者移動ボランティア活動を行う場合、①ガソリン代、②駐車場代については実費として、道路運送法の許可・登録が必要な手続きが不要となり、地域が取り組むボランティア活動の一つとして円滑に運営することが可能となり、地域における高齢者の移動手段の確保に資する。 しかし、賃料料、ガソリンなど運送と直接関係のない名称で利用者から收受する場合であっても、運送による反対給付との関係があると認められるときには、收受する金額がたえず少額では道路運送法の自家用有償運送の許可又は登録が必要とされている。	無償運送の範囲内でボランティア保険料を許可を取得することなく、実費として收受できれば、道路運送法上の許可を得るために必要な手続きが不要となり、地域が取り組むボランティア活動の一つとして円滑に運営することが可能となり、地域における高齢者の移動手段の確保に資する。	・平成30年3月30日付国自旅第338号(道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について)	国土交通省	兵庫県、滋賀県、堺市、神戸市、三田市、和歌山県、徳島県	川崎市、上越市、浜松市、能勢町、南あわじ市、うきは市	O当市では、交通空白地帯において交通弱者や買い物弱者を対象としたボランティアによる移送支援を予定しているが、送迎サービスに対するガソリン代、道路使用料、駐車場代以外の負担についてはボランティアの個人負担となることが、活動を行上で支障となっている。地域の実情を踏まえて、地域住民の生活に必要な輸送について、それらがバス・タクシー事業によっては提供されない場合に、市町村、NPO法人等が自家用車を用いて有償で運送することとする制度であり、「過疎地」やバス・タクシーの存在しない地域に限らず、実施することが可能である。 O当市においては、交通空白地帯の自家用自動車による無償運送を行っているが、個人負担となるボランティア保険料を自己負担するようにして運転手の負担を減らすため、候補プロセスを定期開催かけて行ったことを実施する。 O当市においても、一部の交通不便地帯の自家用自動車による無償運送を行っているが、個人負担となるボランティア保険料を自己負担するようにして運転手の負担を減らすため、候補プロセスを定期開催かけて行ったことを実施する。 O当市においては、地域の公共交通機関の生活支障弱者へ巡回体制において、高齢者や障害者等の輸送が困難であるため、公共交通機関の運送によっては、地域のボランティア活動の移動支援を行う場合、道路運送法の自家用有償運送の許可又は登録をするのは容易ではないため、公共交通機関の運送によっては、地域のボランティアによる自家用無償運送は、高齢者に限らず交通空白地帯等の移動支援につながることが必要である。 O当市においては、公共交通機関の運送によっては、地域のボランティア団体等による自家用無償運送が増え、高齢者に限らず交通空白地帯等の移動支援につながることが期待できる。 O当市では、平成28年度から地域運営組織※が当該地域の人々暮らしや免許をもつない高齢者等を対象に移動支援ボランティアを始めている(当該地域は民間バス路線が運行していないエリアが多く含まれている)。こうしたサービスは高齢者の移動をサポートするだけではなく、買い物支援や居場所づくりなど、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域共生社会の実現にも寄与する取組であり、今後、高齢者世帯等のご出しどよび移動支援をあわせた生活支援サービスのニーズがさらに拡大することを見込まれる。一方で、こうした活動を安定的に継続していくためには、活動資金の安定化が不可欠であるが、互助による移動支援サービスの運営が費用負担がかかる経費となっている。自家用無償運送において、ボランティア保険料(自家用車両中の事務に対する保険料を含む)を無償運送の範囲内に収受できる経費とすれば、自家用無償運送は、地域のボランティア団体等による自家用無償運送が増え、高齢者に限らず交通空白地帯等の移動支援につながることが期待できる。 O当市では、平成30年3月30日付国自旅第338号(道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について)において、地域の実情を踏まえ運送の見直しを求めるため、検討を行っているところ。 以上より、提案の本旨である保険料の収受については、自家用有償旅客運送の登録を行った上で適切に対応すべきものと考える。	具体的な支障事例で示されている保険料の収受は、道路運送法の自家用有償旅客運送を活用することで可能となる。なお、自家用有償旅客運送については、地域住民の生活に必要な輸送について、それらがバス・タクシー事業によっては提供されない場合に、市町村、NPO法人等が自家用車を用いて有償で運送することとする制度であり、「過疎地」やバス・タクシーの存在しない地域に限らず、実施することが可能である。	各府省からの第1次回答		
197	B 地方にに対する規制緩和	消防・防災・安全	災害復旧事業における机上査定上限額の引き上げ	ドローンで撮影した動画や静止画等により被害状況の正確な把握が可能となることを踏まえ、頻発する局地的大雨等による被害に対し、災害復旧対策を速やかに実施するため、現状300万円未満でいる機上査定上限額を整備局査定の対象である2,000万円未満に引き上げ、災害査定を簡素化すること。	【現状】災害復旧事業を決定する灾害査定は、原則として実地にて行うものであるが、被災箇所の申請額が300万円未満の場合、現地土木事務所等で被災箇所を写真や設計図等の資料のみで確認する機上査定を実施することができるとされている。 ただし、激甚災害に指定された場合は、大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針により災害査定の事務手続きを迅速にするため、机上査定上限額を引き上げや査定設計図書の簡素化措置などが実施される。 【支障事例】 本県では激甚災害に指定されない規模の災害も頻発しており、平成30年は220件の被災があったが、そのうち机上査定の実施が可能な被災箇所は41件(18%)に止まっている。(机上査定上限額が2,000万円未満に引き上げられれば、机上査定が実施が可能な被災箇所は173件(76.6%)になる。) 今後も被災が頻発することを考えると、現行の机上査定限度額では、災害査定の事務手続きを迅速に実施することができない。	机上査定限度額を引き上げることで、実地査定の件数が減り、災害査定に要する人員の負担軽減や査定時間の縮減を図ることができ、速やかな災害復旧対策の実施に資する。	・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第7条 ・公共土木施設災害復旧事業査定方針第12-1 ・大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針	農林水産省、国土交通省	兵庫県、京都府、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県	新潟県、岡山県、松山市、新居浜市	O近年の気象状況を鑑みると、災害が頻発し発生されることが予想される。机上査定限度額を引き上げることで、災害査定の事務手続きの簡素化、迅速化を望む。 O平成30年7月豪雨について、大規模災害時における査定方針により査定手続きの効率化ルールが適用された。しかし、その後に発生した台風24号による災害においては、要件を満たさないため、効率化ルールは適用されなかった。7月豪雨による災害で多数の被災箇所の復旧に応じている中、まさに台風24号の対応に追われ、さらなる努力を必要としたことから、査定の効率化と早期の復旧に貢献するにあたり、大規模災害査定方針が適用された年の査定全般で効率化ルールを適用された。 O激甚災害に指定されない規模の災害の機上査定上限額が引き上げられることにより、災害査定の事務手続きを迅速に実施することが出来ると考える。 O当県は特に移動時間に時間を取られ、被災箇所が離れる場合には、1班で確認できる件数が極端に少なくなり、査定行程に苦慮している。静止画や動画などの技術向上により、机上に置いても被災状況の的確な把握が可能となったことから机上査定の上限額の引き上げが可能となれば査定の効率化を図ることができる。	【農林水産省】 机上査定は、激甚災害の際の大規模査定方針の適用時のか、効率的な災害査定を行なうことで、現行においても対応可能となっている。 【国土交通省】 効率的よい災害査定を実施するため、公共土木施設災害復旧事業査定方針第12-1の規定により災害査定の事務手続きの簡素化、迅速化を図ることで、現行においても対応可能となっている。	各府省からの第1次回答	
218	B 地方にに対する規制緩和(農地除く)	土地利用	土地区画整理事業の測量成果に係る国土調査法第19条第5項の認証申請の手続きにおける都道府県の廃止	土地区画整理事業の測量成果に係る国土調査法第19条第5項の認証申請の手続きにおける都道府県の廃止	【現状】国土交通大臣に提出する土地区画整理事業に伴う測量成果の国土調査法第19条第5項に係る申請書の他の書類については、平成15年4月8日国都市第537号通知の図-1・図-2において都道府県知事(または政令第352号における都道府県長)に認証申請の手続きを規定する(平成15年1月8日国都市第537号においては、都道府県経由は規定されていない)。 【具体的な支障】 県経由時の書類管理や整理、書類間の数字や文言の合意等の形式チェック、国への進捗書類等が大きな負担となっている。年3回程度、地方整備局から県へ対象条件のまとめ依頼があり、県から市町村(政令市除く)、組合等へ照会をかけ、どまつには約1ヶ月の期間を要している。 年間数件程度の事務であることが書類管理や国への進捗といった事務も含め、事務処理ノハワの継承が負担となっている。 県認可事務であっても、経由は書類の形式チェック等を行うのみであるため、事務処理主導権を握れない(その後市や事務処理特例市町村が認可するものでも県が経由している)。 県の事業者登録と、測量成果の内容を把握する必要性がない。 事業者にとっても、県経由による申請に時間要するなどで迅速な指定が受けられない。また、申請書提出後の進捗状況に気が付かないことを承知しておらず、問い合わせ先等に探し混ざっているケースがある。	申請書の提出先が国の窓口となることで申請者にとって分かりやすくなる。 都道府県の經由期間がなくなることで登録決定までの審査期間の短縮化が図られ、申請者の利便の向上に繋がるとともに、都道府県の事務負担の軽減につながる。 また、土地区画整理事業以外の事業の認証申請において都道府県を経由している形跡はなく、直接提出としても特段の支障はないといえられる。	土地区画整理事業の測量成果の国土調査法第19条第5項の指定等について(平成15年4月8日国都市第537号)申請手順図-1図-2	国土交通省	奈良県	・別紙あり)全都道府県及び政令指定都市向けアンケート及び結果	宮城県、茨城県、大分県	O中核市が認可権者である組合施行の土地区画整理事業においては、本件申請について中核市が書類を審査する立場にはないが、認可権者ではない都道府県にとっては、換地計画等の法定書類と本件申請書類との整合を確認することが困難であるため、実情として、当市が本件申請の基本的事項を確認した後、県へ進達している。また、当市が施行者となる土地区画整理事業においても、申請書の提出先が直接、国土の窓口となることで申請者にとって分かりやすくなるとともに、都道府県等への経由期間がなくなることで登録決定までの審査期間の短縮化が図られ、申請者の利便の向上に繋がるとともに、都道府県等の事務負担の軽減につながる。 O近年、当市の土地区画整理事業において、国土調査法第19条第5項の認証申請は行っていない。数年後に第19条第5項に係る業務に着手する予定で、現在手続きについて精査中である。 O提携県での支障事例のとおり、県経由の書類審査や進捗書類等が大きな業務となっており、特に東日本大震災以降は、事業地区数が急激に増加しており、業務上の大きな負担となっている。また、事業者にとっても、県経由によって申請に時間がかかるなど、都道府県の事務負担が受けられない状況にある。こうしたことから、認証申請において、県を経由せず、直接事業者が国へ提出できるよう、制度改正が望まれる。 O当市は政令指定都市であるため、貴県同様、土地区画整理事業に伴う測量成果の国土調査法第19条第5項に係る申請書については、一旦本市へ提出され、本市から国(地方整備局)へ進達している。 また、申請書の修正がある場合、経由は書類の形式チェック等を行なうのみであるため、申請手続が未だため、旅行者へ連絡し修正させていている。 上記手続きにおいて、当市を経由することで、申請に日数を要することや、修正事項が申請者へ的確に伝わらない場合があることなどが支障として挙げられる。 これらの手続きはいずれも申請者と国(地方整備局)が直接協議・調整できる内容であり、当市を経由しなくても特に問題が無いと考えられる。 しかしながら、現時点では過度な業務量となっていないため、共同提案団体として参加することについては引き続き検討したい。 ※なお、組合施行の土地区画整理事業の場合は、国土交通省から指定の回答が来る時点において、申請者である土地区画整理組合が解説していることがほとんどであるため、土地区画整理事業の認可権者である都道府県または市などに回答が届くような制度設計が必要と考える。	本件については、実際の事務処理状況を確認し、廃止による影響や廃止に際して必要な措置、他の都道府県等の意見を踏まえて対応させていただきたい。	各府省からの第1次回答

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
189	高齢者を取りまく移動には、様々な配慮やきめ細やかな対応が必要となり、これらのニーズに対応するためには従来の公共交通機関だけでなく自家用有償旅客運送や互助輸送など様々な手段を取り入れ、地域の特性に応じた持続可能な交通体系を創りあげていくことが重要であると認識している。 現在、国において自家用有償旅客運送が活用しやすくなるよう見直しに着手していることは承知しているが、本提案による事業は、自家用有償旅客運送とは異なる手段として、無償運送で地域の互助による高齢者移動の取組の有効性を認めた中での提案であり、そもそも自家用有償旅客運送の登録による解決すべき課題ではないと考える。 また、「高齢者の移動手段の確保に関する検討会中間とりまとめ」においても、公共交通機関を利用する高齢者移動の取組の有効性を認めた上で互助輸送の有効性がうたわれており、新たな保険商品の開発にも取り組まれている。 既に、當利を目的しない互助輸送において新たな保険商品の販売が始まったところであるが、平成30年3月の通知において、許可・登録を要しない輸送では保険料は経費として認められない理由を教示頂きました。 加えて、互助の精神により地域の交通手段を確保しようとする取組を育むため、地域における実情を踏まえた通達の見直しを早期に実現頂きたい。	—	【うきは市】 当市では自家用有償旅客運送を実施しているが、市内全域で行なうことは様々な面から不可能である。一方で、無償の互助輸送については、地域ボランティアの協力によって、有効に活用が進んでおり、公共交通を補完する取組として、当市では、なくてはならない取り組みとなっている。しかし、現状では保険料は利用者に一部又は全部を負担させることができず、ボランティアの負担となっているため、ボランティアにとって負担があり、支障となっている。保険料は保険会社に支払うものであり、運転手への対価と考えられることから、地域の実情を勘案して互助輸送における保険料の利用者負担について見直していただきたい。	—	【全国知事会】 地域の実情に応じた地域交通の円滑な導入を可能とするため、自家用無償運送を行なう者が收受できる経費の範囲を緩和すべきである。 【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	自家用自動車による有償運送について許可又は登録が必要とされている趣旨は、自家用自動車については、旅客自動車運送事業のような輸送の安全や利用者の保護のための措置が一般的に行なわれていないこと、自家用自動車による旅客運送を行なう場合には、輸送の安全や利用者の保護のための措置が確保されているとの期待感を利用者が一般が有していることを踏まえ、これらの措置が確実に行なわれていてことについて、許可又は登録の際に確認する必要があるためである。 団体保険料について、當利を目的しない旅客運送により発生する経費として明確に区分することは困難であり、道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について、平成30年3月30日付第336号「」に規定する、当該運送行為が行われた場合に発生する費用が、運送目的の運送主体を問わず、費用を負担する。」であって、客観的、一義的に運送目的、運送主体を問わず費用を負担するものには該当しない。 なお、運転者個人がNPOに車両を持ち込み、当該車両にNPOが追加で任意保険に加入する場合NPOが負担する保険料部分への市區町村からの補助については、運送の対価に該当しない。 繰り返しながら、本年6月21日に閣議決定された成長戦略実行計画において、自家用有償旅客運送について「利用者の視点に立ち、現在の制度を利用しやすくするための見直しが必要」であることが示され、引き続き、人口減少や高齢化等に対応しつつ、持続可能な地域交通を実現するため、検討を進めているところ。 以上より、提案の本旨である保険料の収受については、自家用有償旅客運送の登録を行った上で適切に対応すべきものと考える。	各府省からの第2次回答
197	災害査定は、現地の確認が原則とされているが、ドローンで撮影した動画や静止画等により被害状況を的確に把握できるため、現地を確認しなくても工法の適合を判断することは可能と考える。 今年度においても、全国では梅雨前線による大雨や台風第5号、山形県沖地震などの災害が頻発しており、そした災害に対する被害に対し、災害復旧対策を速やかに実施するために、机上査定限度額を整備局査定の対象である2,000万円未満に引き上げること。	—	—	—	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	【農林水産省】 ご提案の内容は国土交通省所管施設に関する災害査定の内容であることから、本提案に対する当省の回答は1次回答のとおりです。 【国土交通省】 効率のよい災害査定を実施するため、公共土木施設災害復旧事業査定方針第12・1により「申請額が300万円未満の箇所又はやむを得ない理由により実地査定が困難である箇所については机上にて査定を行うことができる」とされています。 災害査定は、災害査定官が、災害復旧事業費の決定のための査定に当たり、現地を確認しうるまで、復旧工法が適切かどうか判断することを原則としているため、現時点で限度額を緩和することは困難です。 なお、「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」、「公共土木施設災害復旧事業査定方針に基づき、災害査定の事務手続きを迅速にするため、机上査定上限額の引き上げや査定設計図書の簡素化措置など引き続き実施します。	各府省からの第2次回答
218	事務処理状況に係る確認等、検討のスケジュールをお示しいただくとともに、地方の支障事例の解消に資するよう、前向きに検討願いたい。	—	—	—	—	事務処理状況を確認するためのアンケートを速やかに実施(10月頃を目指す)し、アンケート結果も踏まえつつ具体的な対応方法について検討して参りたい。	各府省からの第2次回答

国土交通省 第2次回答

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	
	見解	補足資料	見解	補足資料				
227	軌道の工事実施に当たっては、実務上は、軌道経営者から各道路管理者に事前協議が行われ、事実上の審査がなされることが多いと思われるので、軌道の主な敷設先となる道路の管理者である政令市にとって、事務負担の大きさ等はならないと考える。むしろ、軌道の設置や維持管理は、道路整備や道路管理(特に道路占用制度)と連携して行われるべきと考えるので、政令市内の道路管理等を行っていない都道府県知事ではなく、都道府県道と市道の管理等を現に行う政令市長が、直轄国造の管理者と連携しながら、軌道に関する事務を処理する方が、円滑な事務処理の実施が期待できると考える。以上の点考慮の上、軌道が一の政令市内で完結するものの都道府県知事権限の政令市長への移譲について、前向きに検討いただきたい。	—	—	—	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、事務負担の増加や、事務処理の効率化等を踏まえて検討を求める。	次の地方分権一括法案によって対応が可能となるよう、政令市側の意向確認を速やかに進めていただきたい。 政令市においては新たに事務を行うこととなることから、政令市の負担について配慮しつつ、効率的な事務負担の在り方について、政令市の意向を確認しながら引き続き検討してまいりたい。		
228	鉄道の道路敷地内への縦断敷設に当たっては、実務上は、鉄道事業者から各道路管理者に事前協議が行われ、事実上の審査がなされることが多いと思われるのでも、他の主要幹線となる道路の管理者である政令市にとって、事務負担の大きさ等はならないと考える。むしろ、鉄道事業法61条ただし書き許可後に行われる道路占用料の審査が円滑に進むよう、政令市内の道路管理を行っていない都道府県知事ではなく、都道府県道と市道の管理を現に行う政令市長が、直轄国造の管理者と連携しながら処理する方が、効率的であると考える。以上の点考慮の上、鉄道の道路敷地内への縦断敷設箇所が政令市内であるものについては政令市長が処理するよう、前向きに検討いただきたい。	—	—	—	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、事務負担の増加や、事務処理の効率化等を踏まえて検討を求める。	次の地方分権一括法案によって対応が可能となるよう、政令市側の意向確認を速やかに進めていただきたい。 政令市においては新たに事務を行うこととなることから、政令市の負担について配慮しつつ、効率的な事務負担の在り方について、政令市の意向を確認しながら引き続き検討してまいりたい。		
273	交通広場に立体道路制度を適用し、専ら道路交通の用に供する部分として取り扱う場合は床面積に算入されないことにに対し、同様の機能・形態であるも立体都市計画制度を適用した都市施設とする場合は容積率算入となるという点で大きな差が生じている。都市計画手法による容積率緩和等を実現するには、両制度とも充分な公益性や担保性を有するにも関わらず、道路法適用区域ではないだけ容積率に算入され、交通広場整備に理解のある事業者についても交通結節点整備に支障をきたしており、民間活力等も想定したり柔軟な制度構築が必要と考えられる。また、都市計画手法による容積率緩和等が適当との見解に關して、本事業のように周囲の土地が限られている既成市街地においては、周辺公共施設の整備等が難しい状況であり、都市計画手法による容積率緩和を行なうことは総合的に困難である。そもそも一般的に交通広場が屋外に整備されることが多い中、支障事例では土地が限られている既成市街地であることからやむを得ず屋内に計画されており、実質的に建築物の密度が増加するものではない。特に支障事例における交通広場は、道路と一体的な機能及び利用形態が想定され、必ずしも屋内の空間に該当するとは言えず、専ら道路交通の用に供する部分と解釈し得ることや、公共交通の利便性向上によって周辺の交通環境改善等につながることを鑑みて、緩和手法ではなくそもそも容積率制限の考え方として、容積率不算入となることは趣旨に沿うものであると考える。既成市街地における住民増や交通環境の問題解決を図るには、民間事業者との連携は必須となるが、本提案の取り改正がされた場合、民間による交通広場整備が促進され、容積率緩和の趣旨に沿ったからに市街地の問題解決が図られることがくわえて、供用開始後に民間による交通広場の管理が促進される裏臍も期待できる。以上より、本提案に求めめる改正の検討を、20政令指定都市の意念として、重ねて強く求めるものである。	有	—	—	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	床面積の算入については、建築物に適用される制度等に問わらず、当該部分が屋内の用に供するか否かや、専ら道路交通の用に供するか否かにより判断するものであり、計画内容に応じて特定行政が判断するものである。		
274	国土交通省の公表している事例集においては、空家等に対する債権を有していないなくても、空家等に対する債務があることを理由に地方公共団体に申立権が認められた事例も記載されているが、京都府においては、家庭裁判所から、債権を有していないければ申立ては困難だという見解がされている。空家特措法上の債務を理由に利害関係人として認めることは可能か否かについては、国から統一的な解釈が示されていないわけでもなく、裁判所によって対応にばらつきが出ていることから、地方公共団体が必要に応じて自らの判断で申立てを行うことができるよう、地方公共団体に対して財産管理・選任申立権を付与すべきである。法務省の一次回答では、「法改正の要否については、不在者等の利益の保護という財産管理制度の趣旨を踏まえ、慎重な検討を要する」とのことだが、不在者等の利益の保護という観点を踏まえた上で、今回求めめる措置は不在者等の利益を損なうものではなく、公益性和必要性が高いことに対し、慎重な検討ではなく積極的な検討をお願いしたい。法務省の一次回答では、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第45号)第30条の特例の活用について言及されているが、この特例の適用範囲は「建築物の部分」のみ管理不全状態がある場合・土地と建築物の所有者が異なる場合には、空家対策に活用できないのではないか、財産管理制度の十分な活用のため、今回提案の措置について、再度検討をお願いしたい。	—	【米子市】 事例集によって、地方公共団体が空家等に対する債権を有していない場合の財産管理制度の活用事例を示していたいいることは承知しているが、地方公共団体が財産管理制度を活用する事例を示していただいていることは利害関係人として認めることは可能か否かについて、空家特措法上は債務者にあたるかどうかについて、個別案件による判断となつており、地方公共団体としては債務にならざるを得ず、特定空家等の改善に向けた取組が進められてい状況にある。所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第38条の規定と同様に、所有者不明の空き家に対する地方公共団体の財産管理制度選任の申立権を法で明確にすることにより、空き家の活用・除却を促進することが可能となり、管理不全な空き家の改善につながると考える。また、所有者不明土地について、地方公共団体が財産管理制度として選任されたとき、空家と敷地の所有者が一致する場合には管理人が空家についても管理することができるようされているが、そもそも対応に苦慮している特定空家等は、土地と建物の所有者が異なる場合が多く、その場合は所有者不明土地の特措法第38条の規定では対応できない。	—	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○提案団体や追加共同提案団体の事例のように、空家対策の一環として地方公共団体が財産管理制度を活用しようとした際に、民法第26条及び第952条の「利害関係人」に該当しないことを理由として、財産管理制度選任の申立てが認められなかつた。あるいは断念した事例については、その実態を適切に把握していただきたい。 ○特定空家に限らず、空家に関する必要な措置を適切に講ずる空家対策法上の責務は全て市町村が負うにもかかわらず、財産管理制度を活用しようとしても、債権を有している等の事情により利害関係人として認められる場合でなければ当該制度を活用できない現状を踏まえ、一定の場合には、地方公共団体に申立権を付与し、財産管理制度の活用を促進すべきではない。 ○所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法において、周囲に悪影響を及ぼしている「土地」については財産管理制度の申立てに係る特例が既に設けられているが、この特例が活用できないケースにおいて、周囲に悪影響を及ぼしている「空家」についても財産管理制度の申立てが可能となるよう、空家対策法上にも同様の特例を設けるべきではない。 ○法務省の一次回答では、「法改正の要否については、不在者等の利益の保護という財産管理制度の趣旨を踏まえ、慎重な検討を要する」とのことだが、不在者等の利益の保護という観点から考えても、「土地」については申立権の特例を認めて、「空家」については申立権の特例を認めない理由はないのではないか。	【総務省、国土交通省】 提案事項に係る実態を確認するため、地方分権改革推進室とともに、各市町村の空家担当部局に対しアンケートを行い、その結果を踏まえて、検討することとした。 【法務省】 ご提案については、今後、自治体に対する調査の結果を踏まえ、空家対策における市町村の役割やその負担の在り方等の行政的観点から検討が行われるものと承知しているが、法務省としても、関係省庁と連携して、民事基本法制を所管する立場から必要な検討をしてまいりたい。	

国土交通省 第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
283	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	特定空家等に対する代執行時の動産の取扱いについての明確化	空家等対策の推進に関する特別措置法第14条における代執行時の動産の取扱いについて、具体的な保管期間について、代執行時の動産の取扱いについて、具体的な保管期間について、代執行時の動産の取扱いについて、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条に規定する場合は、代執行時に空家等の動産を適正に管理することができない場合には、市町村長が当該動産を処分できることを、空家等対策の推進に関する特別措置法上に規定していただきたい。	代執行時の動産の取扱いについて、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条に規定する場合は、代執行時に空家等の動産を適正に管理することができない場合には、市町村長が当該動産を処分できることを、空家等対策の推進に関する特別措置法上に規定していただきたい。	空家等対策の推進に関する特別措置法第14条、「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)	総務省、国土交通省	指定都市市長会	須賀川市、三郷市、大垣市、多治見市、豊橋市、京都市、八尾市、神戸市、松山市、大村市、宮崎市	○本市においては代執行による事案はないが、代執行の際に手取り扱いについての問題が生じると考えられ、統一的なルールを設けてほしい。 ○代執行を円滑に実行するためにも、保管期間等の統一的なルールを明確にしてほしい。 ○本市において同様の支障事例は生じていないが、指摘の通り、空き家特措法では規定が明確になっていない部分があり、法改正の中で解消されることを期待するものである。 ○本市では代執行の実績はないが、今後後代執行を検討していくに際し、同様の課題が挙げられる。空家に対する代執行自体の実施件数は全国的にもまだ少ないが、ノハラ不足が本市を含む未実施自治体が代執行になかなか踏み込めない要因と考える。提案とおり特別措置法上に規定することで代執行を躊躇する自治体の後押しになるものと考える。 ○平成26年度に路式代執行を実施した際には、特定空家等の中の動産の取扱いについて明確なルールがなかったため、現地調査の結果、廃棄物として处理をしたが、保管すべき物かどうか、また、その期間等について指標を示してほしい。 ○本市では路式代執行の事例がないが、代執行時の動産の取扱いについて、統一的なルールがある方が望ましいと考える。 ○当市では、現在、法第14条に基づく行政代執行や路式代執行の実績はないが、今後、行政代執行等を行う場合に、動産の取扱いに苦慮することも想定されるところから、空家法に保管期間等の規定を加えることが望ましいと考える。 一部の他団体の事例も把握しているが、動産の処分に対して所有者等から損害賠償請求の旨を提起した際に、当該部分が正当に行われたことを主張するに足る根拠となるものではないと考えている。 以上の支障を解決するため、法上に河川法第75条のような規定を設けるなど、保管期間等の統一的なルールを明確にしていただきたい。	【総務省】空家等対策の実施に関する特別措置法(以下「空家法」という)は、使用されているところが複数あるが、地域住民の生活環境に与える深刻な影響を軽減するための法律であり、空家法において、直接的に地域住民の生活環境に影響を与えることはされていない動産に空家法の射程外であり、ご指摘の河川法の規定等を参考にして、その管理に係る規制を空家法にあくことは困難であると考える。 一方、実務上は、空き家の除却を行えば、そこに残された動産の取扱いが生じることは理屈するものの、これまで空家法による代執行及び路式代執行については100件を超える実績があるところ、各市町村において、除却対象となる空き家は何ら使用されていないことが常態化しているものであることに鑑みて、合理的に対応いただいているものと想われる。その結果として、ご懸念のよう損害賠償請求訴訟が提起されたケースは把握していない。また、代執行又は路式代執行によつて除却する空き家や当該空き家に残された動産に様々なケースがあると想定されるが、仮に動産の管理について法定化すれば、すべてのケースにおいて一律の対応を行うことが必要となり、かえって市町村の判断による合理的な対応を阻害し、動産の管理に係る業務を増大させるものもあると考えられる。 なお、本提案におけるような動産の取扱いは財産権そのものの問題であり、本来は、空家の問題としてではなく、他法も含めた代執行時ににおける財産権の取扱いの問題として議論されるべきである。		
287	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	未登記の空き家について、固定資産税の課税情報の表題部記載事項(面積、建築年、建物図面等)等に相当する固定資産税情報の調査権限の付与	未登記の空き家について、構造や面積、建委年数を把握する術がない。法及び平成27年2月26日付け国住備第943号・総行地第25号により、空き家の情報については、固定資産税の課税情報のうち、所有者の情報に限りられており、課税情報からも空き家の属性を知ることはできない。現行法では特定空家等の措置のための立入調査により、これらを把握する仕組みとなっている。所有者の同意が得られれば課税情報の閲覧が可能になるとばかり、必ずしも所有者の同意が得られるとも限らず、今までの相続放業が進む状況下では、空き家の所有者が当該空屋に詳しいとも限らない。特定空家等に至らない未登記の空き家への助言・指導をしているが、空き家の属性が分からぬままに所有者と相談を行っても、解体や利活用の具体的な提案が難しいため、助言・指導がスムーズに進まない状況となっている。 こうしたことから、不動産登記法にて義務付けられている表題登記を、所有者が申請しない事実を鑑み、当市の空き家等対策条例の制定過程で所有者情報以外の情報利用について条文を盛り込もうとしたが、空き家等対策推進協議会の弁護士及び市顧問弁護士より、前述の通知に「空き家の所有者(納稅義務者)又は必要な場合における納稅管理人の氏名又は名称並びに住所及び電話番号といった事項に限られる。」と明記されていることを前提に、法に違反するため不採用となった経緯がある。	特定空家等に至らない未登記の所有者への助言・指導を円滑に行うことが可能となり、空き家等の適正管理の促進に繋がる。	空家等対策の推進に関する特別措置法 固定資産税の課税のための立入調査により、これらを把握する仕組みとなっている。所有者の同意が得られれば課税情報の閲覧が可能になるとばかり、必ずしも所有者の同意が得られるとも限らず、今までの相続放業が進む状況下では、空き家の所有者が当該空屋に詳しいとも限らない。特定空家等に至らない未登記の空き家への助言・指導をしているが、空き家の属性が分からぬままに所有者と相談を行っても、解体や利活用の具体的な提案が難しいため、助言・指導がスムーズに進まない状況となっている。	総務省、国土交通省	別紙あり	須賀川市、ひたちなか市、三郷市、川崎市、多治見市、京都市、米子市、大村市、宮崎市	○未登記家屋の情報は、例えば、床面積・建物図面によって解体費用を概算することができ、指標の際の具体的な提案に繋げることができる。また、建築年によって外観から見れない部分の工法を推測できることができる。危険性の判断については、地方税法第22条に基づく税務義務が課されている。 ○同様の事案について、本市でも対応し苦慮しており、結果的に問題早期解決の助けになっている。 課税情報のうち、不動産登記法の表題部記載事項(面積、建築年、建物図面等)などに相当する情報の調査権限の付与について賛同する。 ○未登記家屋に係る所有者の特定については、固定資産税の課税情報が有力な手がかりとなるが、固定資産の評価に関する情報について、現況が空き家であると認められ、推定される所有者が既に亡くなっていること、相続人が何代にも渡る場合など、所有者を特定するのが困難である。こうしたことから、未登記の空き家について、固定資産税の課税情報のうち、不動産登記法の表題部記載事項(面積、建築年、建物図面等)などに相当する情報の調査権限を法で明確化することが空き家対策に有効であるため。	【総務省】私個人による地方税情報については、当該私個人の秘密を保護するため、地方税法第22条に基づく税務義務が課されている。 ○同様の事案について、本市でも対応し苦慮しており、結果的に問題早期解決の助けになっている。 これは、空き家の特徴を効果的に実施する上で所有者等に関する情報の重要性が高い一方で、現況が空き家であると認められ、また代替手段に乏しいという観点から、不明である所有者等に関する情報を提供する公益性に鑑みて、例外的に措置したものであり、対象も所有者等に関する情報に限定しているところ。 ご提案の情報については、所有者に直接確認する方法のほか、本人同意が無い場合であっても、立入調査により外形的に確認することも可能であり、代替手段が考えられる中で、具体的に法の施行にどの程度支障を生じているか、まずは関係者等に具体的な効果は疑問である。 【国土交通省】ご提案のよう固定資産税に係る情報の内部利用が可能であるかについては、固定資産税を所管する総務省の見解次第ではあるが、そもそも空き家の内で未登記建築物がどれほど多いか不明であること、また空き家の面積等いかかることが空き家の除却や利活用の具体的な実施につながることの関係性が不透明である、提案を実現するための効果は疑問である。 そのため、まずは未登記建築物の存在がどれほど空き家対策を進めよ上で支障となるのである。したがって、空き家の除却や利活用の提案において、空き家の面積等が説明したことにより所有者の同意を得て固定資産税情報を閲覧するという方法(提案主体は、同意が得られないが不明とするが、その同意も得られないケースで、その後除却や利活用に向けた積極的な話し合いが進むとは思えず、所有者に対する相続的なアプローチを目的とした本提案のようの場合においては、その前提として固定資産税情報閲覧の同意を得られるようにすべきと考えられる。)や空き家等対策の推進に関する特別措置法第14条第1項から第3項までの規定を実行するためであれば、「空き家等」に対して立入調査を行うという方法も考えられる。		

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
283	動産の保管期間や処分権限が明確化されていない現状が、空家法に基づく代執行を踏まえる要因となっており、動産の処分は、危険な空家の除外に付随して生じる問題です。 国土交通省のガイドラインにおいても、相当の価値のある動産が存する場合、保管期間について法務部局と協議の上、保管するよう示されていますが、保管処分の判断は、地域の実情に応じて判断できるものではありません。代執行後に動産の所有権を有する者が保管料等の訴えが提起された場合に過法性を主張するに足る根拠がない場合は、保管した動産を処分する権限を立てるべきです。地方で柔軟に対応できる場合は言え難い状況ですが、動産の保管、売却、廃棄等に係る統一的な保管スキームを法律で規定すれば、保管後の権限を立てる権限ができます。動産の取扱いについて、これまで代執行を実施した地方公共団体における実態を調査していただきたい。また、損害賠償請求等の訴訟が提起されることが想定され、動産の取扱いに適度に慎重にならざるを得ない実態や、同様の懸念から、代執行を実施していない地方公共団体においても代執行を踏ましている実態があることから、これらについても適切に調査していただきたい。	—	—	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○代執行時の動産の取扱いについて、これまで代執行を実施した地方公共団体における実態を調査していただきたい。また、損害賠償請求等の訴訟が提起されることが想定され、動産の取扱いに適度に慎重にならざるを得ない実態や、同様の懸念から、代執行を実施していない地方公共団体においても代執行を踏ましている実態があることから、これらについても適切に調査していただきたい。 ○動産の取扱いに対する担当施策の検討に当たっては、動産の処分が、財産権という憲法上の権利に係る問題であることを踏まえ、損害賠償請求等の訴訟のリスクを考慮して、地方公共団体が迅速に動産を処分することができるよう、運用上の対応がなければ、動産の保管、売却、廃棄等に係る統一的な保管スキームを法律で規定すれば、保管後の権限を立てる権限ができます。 ○空家法等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)上に動産の管理に関する規定を設けることについて、動産の問題は特定空家の除斥に必然的に付随して生じる問題であり、空家法に基づく代執行の仕組みの活用を踏ませる要因を解消するための措置であることを踏まえれば、空家法の射程外とは言えないのではないか。 ○河川法、道路法、道路交通法や災害対策基本法等において様々な保管スキームが規定されており、屋外広告物法のように、「特に貴重なものとそれ以外で異なる保管スキームを適用している例もあり、これらの前例を参考とすれば、空家法において、柔軟な運用を可能とする保管スキームを設定することが可能ではないか。	提案事項に係る実態を確認するため、地方公権改革推進室とともに、各市町村の空家担当部局に対しアンケートを行い、その結果を踏まえて、検討することとしたい。	
287	全体の家屋に占める未登記建築物の割合や、空き家の除却や活用にあたってどのような情報が有用かについて、本市の事例は具体的な支障事例欄や提案団体アドバイスにてお示しされておりある。本市において、空き家に占める未登記建築物の割合は把握していないが、全体の家屋のうち未登記建築物が空き家がある場合は把握しており、空き家全体に占める未登記空き家の割合が高いものと考えられる。また、空き家の属性情報を把握するため、建物の形状などを登録するなどして、所有者の「特定」には至らない。そもそも所有者が特定できなければ、所有者情報を探索しても、固定資産課税情報の建物図面と実際の建物の形状とを照合しなければ、所有者の「特定」には至らない。そのため、建物図面等について調査権限を付与することは空き家対策を実現する上で有効であると考える。 また、私人保護の観点に立てば、所有者の氏名やその住所等の連絡先情報の方が、空き家に関する物件情報よりも機密性が高いと考えられ、前者の内部利用規定を設けることが可能であれば、後者の内部利用規定を設けることこそ可能ではないか。 (現に地方税法第32条の2及び同法施行令第52条の14に基づく固定資産課税台帳の閲覧や、地方税法第416条の規定による家屋価格等縦覧簿の閲覧の制度があるところであり、物件情報は比較的機密性が高い)。 さらに、総務省及び国土交通省の回答において、代替手段が他に考えられるとの指摘があるが、所有者情報と物件情報をにおいて、情報の重要性・把握の困難性・代替手段の乏しさ及び情報提供の公益性について、差異はないと考えられる。 所有者情報を得ることについては、アドバイスでお示しされども、事例は限りなく少ない。本提案の実現が所有者に接続する前段階で空家等対策部局において空き家の属性情報を把握する手段として、所有者との面談に臨み、助言・指導を通じて行なうべきであるところとして、本提案は、今後ますます増加していく空き家を特定空家等に移行する前段階で適切に管理等を行うようこころいとう趣旨のものであるため、代替手段として立入検査があるとうご指摘は当たらない。 外見から判断することについては、建築業者等の情報は外見から判断することができないばかりか、外見のみから推測しようとすると、不適切な結論を導いてしまう可能性もある。なお、国土交通省の公表しているガイドラインには、「民間事業者等が(空き家の)利活用可かどうかを判断する際の材料となる情報の例」として、建物面積や建築時期等がリストアップされているところである。 なお、守秘義務の対象となる税務関係情報について、他の行政機関から法令の規定に基づく情報提供を求められた場合には、「事案の重要性や緊急性、代替手段の有無(中略)等を総合的に勘案し必要な範囲内で情報の提供に応じることが適当である(地方税法逐条解説より)とされているが、この解説が地方公共団体内の他部局からの請求についても適用されるときは、あくまで代替手段の有無は勘案されるべき要素の一つではないのではないか。 なお、平成27年6月10日午後2時より国土交通省が名古屋合同庁舎において開催した空家等対策特別措置法説明会に出席した際、当市から、「固定資産課税情報のうち、守秘義務の対象となる税務関係情報について、他の行政機関から法令の規定に基づく情報提供を求められた場合には、「事案の重要性や緊急性、代替手段の有無(中略)等を総合的に勘案し必要な範囲内で情報の提供に応じることが適当である(地方税法逐条解説より)とされているが、この解説が地方公共団体内の他部局からの請求についても適用されるときは、あくまで代替手段の有無は勘案されるべき要素の一つではないのではないか。 守秘義務の対象となる税務関係情報について、他の行政機関から法令の規定に基づく情報提供を求められた場合には、「事案の重要性や緊急性、代替手段の有無(中略)等を総合的に勘案し必要な範囲内で情報の提供に応じることが適当である(地方税法逐条解説より)とされているが、この解説が地方公共団体内の他部局からの請求についても適用されるときは、あくまで代替手段の有無は勘案されるべき要素の一つではないのではないか。 なお、平成27年6月10日午後2時より国土交通省が名古屋合同庁舎において開催した空家等対策特別措置法説明会に出席した際、当市から、「固定資産課税情報のうち、何故、所有者の氏名、住所、連絡先が情報提供を受けられないのか」といった本提案に係る質問をしたが、国土交通省担当者は、「國交省としては、情報の種別を特に限定せずに固定資産課税情報の提供を受けられるよう総務省と協議した。しかししながら、総務省が、物件情報を立入調査で把握できることを理由に、所有者情報しか提供を認めなかつた」と回答があった。その際に、建業者や構造は立入り調査で判明しなき旨を説明したところである。国土交通省は、次回答の作成に当たっては、当時の議論を踏まえ上述で検討いたさない。	—	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的に検討をしていただきたい。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。	○1次ヒアリングにおける国土交通省からの回答にあるように、空家の利活用の検討に当たっては、現況を踏まえた不動産業者や賃貸業者等の助言を活用するとしても、費用を要するものであり、提案団体においては、これまでの空家対策の経験から、市町村が、所有者に接続する前段階で空家の属性に関する情報を把握したことから、所有者の「特定」には至らない。そもそも所有者が特定できなければ、所有者との相談に臨み、助言・指導を適切に行なうことが重要であると考えております。こうした市町村の現場の実情に基づきニーズに対応する方策を検討すべきではないか。 ○空家の適正な管理のためには、立入調査の対象となる特定空家に移行する前段階から利活用の方策を検討することが重要であることに鑑み、空家の属性に関する情報の円滑な取得が可能となるよう、所有者情報以外の固定資産税情報の内部利用を可能とすべきではないか。 ○例えば、所有者の関心を引く取組として、固定資産税納税通知書に空家等への対応を促す書面を同封したり、放置し続けることのデメリットとして近隣に迷惑をかけられるとの指摘があることから、所有者の関心を引き取組として、固定資産税納税通知書に空家等への対応を促す書面を同封したり、放置し続けることのデメリットとして近隣に迷惑をかけられるとの指摘があることから、そのため、ご提案を実現すること自体は困難であるが、他の市町村において対策の初期段階で所有者の関心を引きために実行している取組事例については調査の上、周知することとしたい。	ご提案の建言は、特定空家に至らないように予防的観点で空家等対策を講じることの重要性を認識し、初期の接觸の段階で空家等の所有者の関心を引きるために、固定資産税情報を用いたいといったことだと想われる。 予防的観点で空家等対策を行なうことは望ましいとは思うが、所有者の関心を引くためには、所有者の「特定」には至らない。そもそも所有者が特定できなければ、所有者の関心を引くためには、所有者の「特定」には至らない。そのため、本件の問題ではなく、固定資産税情報上の正確なデータを必ず用いなければならぬといふことではないのではないか。 例えば、所有者の関心を引く取組として、固定資産税納税通知書に空家等への対応を促す書面を同封したり、放置し続けることのデメリットとして近隣に迷惑をかけられるとの指摘があることから、そのため、ご提案を実現すること自体は困難であるが、他の市町村において対策の初期段階で所有者の関心を引きために行なっている取組事例については調査の上、周知することとしたい。		

国土交通省 第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	
	区分	分野								団体名	支障事例		
296	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	自家用自動車による貨物の有償運送は、都道府県と地方では物流サービスの持続可能性が異なるにも関わらず全国一律の基準で緊制緩和のみ認められておりこれを中山間地においては、地方公共団体が運送事業者に協議会等において、地域の特徴やサービスの確保のために必要である旨の協議が整った場合には年間を通じて認めたい。	現在、道路運送法第78条3項で認められている貨物の自家用有償運送は、都道府県では市町村運営の有償運送期間の中間地域における規制緩和	現在、ドライバー不足により貨物の運送が困難になってきており、中山間地における配達は宅配事業者に負担となってきた。そのなかで、本県では、道路運送法第78条2項による市町村運営の有償運送において貨客混載を行い、集落の拠点（公民館）まで配送し、拠点から各個人宅へは宅配事業者から委託を受けた当該地域の自治組織の複数の世話を人々が各自が所有する車両を利用して配達する貨物の共同運送の仕組みを確立している。これが中山間地においては、地方公共団体が運送事業者に協議会等において、地域の特徴やサービスの確保のために必要である旨の協議が整った場合には年間を通じて認めたい。	貨物の自家用有償運送を年間を通して認めてもらえると、トラック業界の運転手不足の問題が緩和される。また、現在検討している仕組みでは、宅配事業のラストワンマイルを地域自治組織が担うことになるため、人手不足の構造の原因となっている再配達業務の緩和につながるとともに、自治組織としての収益事業が生まれ、集落の自立性が高まり、持続可能な地域づくりに繋がる。これは道路運送法第8条3項に規定する「公共交通の確保」を行なうためやむを得ない場合に合致するものと思われる。	道路運送法第78条年末年始及び夏季等繁忙期におけるトラック輸送対策について（自動車交通局 貨物課長通知、国自賃第91号平成15年2月14日、一部改正国自賃第16号平成26年6月9日）	国土交通省	鳥取県、滋賀県、埼玉県、兵庫県、神戸市、和歌山县、徳島県、中国地方知事会	<添付資料あり> 鳥取県が目指す貨客混載の仕組みづくり	—	—	他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業については、貨物自動車運送事業法において、輸送の安全の確保及び利用者の保護の観点から、必要な許可や当該許可に係る要件等について定めているところ。この提案の実情等は十分に把握する必要があると考えているところ。例えば、貨物軽自動車運送事業については、所定の届出を行うことにより軽自動車1台から事業を開始することができる。

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
296	<p>現在、当県で取り組んでいる地域自治組織と連携した貨客混載の仕組みづくりは、物流業界の特に中山間地における輸送力の確保(ドライバー不足が顕著、人口密度が低く配達非効率等)やトラックドライバーの働き方改革及び生活交通の維持確保に対応するためのものであり、本提案は元々、地域自治組織内の輸送より簡便な方法で実施できるようにすることが必要という考え方から宅配事業者から貨物の自家用有償運送の範囲拡大の提案を受けたもの。</p> <p>同時に、本提案は、貨客混載に収益事業を生み出すことにより持続可能な地域を目指していくものである。そのために、いかに効率的に地域ぐるみで貨物輸送に取り組みやすく述べを整えるかが重要となっている。具体的には、地域内の安定した配送体制の確立のための地域内居留率の向上、運送員の雇用確保、運送車両の確保、運送料金の設定等の課題を解決するため、地域内に在住する貨物自動車所有者による自家用自動車を利用して、配達可能にすることが重要である。そのためには、普通車、軽自動車問わず貨物輸送で年間を通して利用可能となることが条件となる。なお、上記のような持続可能な地域を目指していく活動は、国の進める小さな街づくりに資する取り組み(地域の収入の確保のためのコミュニティビジネスの実施)であり、鳥取県では先行的に大山町をモデル地区として取り組みを行い、他市町村へ地域の実情に応じた形で模擬開を開いていく予定。</p> <p>輸送の安全の確保に関しては、現行制度でも繁忙期については認められている貨物の自家用有償運送の仕組みの下で、運送需要者であるトラック事業者のサポートによって安全の確保が可能である。</p> <p>なお、普通車で貨物運送を行ふ一般貨物自動車運送事業では、以下の要件が必要であり、自治組織では実施が困難である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家資格の自動車運送事業の貨物の運行管理者資格保有者が必要 ・最低車両台数5台以上 ・所要資金の確認 等 <p>また、軽自動車で貨物運送を行う軽貨物事業者運送事業では、軽車両以外の車両が使用できず、自治組織内の自動車保有状況に応じて事業が実施できないおそれがある。</p>	—	—	—	<p>【全国知事会】</p> <p>地域住民の生活基盤を維持するためには、地域の実情に応じた公共交通体系について、地域において自ら考え実行できる仕組みづくりが必要である。このため、地域公共交通會議で合意が得られた場合は自家用貨物有償運送を認めるなど、地域の協議にに基づき多様な地域交通を円滑に導入できるよう制度を整えるべきである。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○提案団体の実情の把握に当たっては、物流サービスの持続が困難な中山間地域の実情を適切に把握していただきたい。</p> <p>○「公共の福祉を確保するためやむを得ない」場合の自家用自動車による有償運送の仕組みを定める道路運送法第78条第3号においては、「地域又は期間を限定して」と規定されており、法律上、「期間」だけでなく「地域」を限定した運用も想定していることから、現行の「繁忙期」に限らず、中山間地域等の一定の「地域」において通常で利用を可能とする仕組みを検討すべきではないか。</p> <p>○物流サービスの持続が困難な中山間地域の実情に鑑み、中山間地域等の一定の「地域」で、地方公共団体が主宰する協議会等において地域の物流サービスの確保が困難な旨の協議が整った場合等には、道路運送法第78条第3号の「地域」に該当するとして、許可制度の過年の利用を可能とする仕組みを検討すべきではないか。</p>	提案団体及び内閣府の取り計らいにより、9月13日付けで現地におけるヒアリングを実施し、地域の実情等について具体的に把握することとしている。当該ヒアリングの結果等を踏まえ、対応の方向性について検討する。